

令和3年第10回定例会
(1日目)

津別町議会会議録

令和3年第10回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 3年 12月 6日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 3年 12月 15日 午前 10時 00分

延会日時 令和 3年 12月 15日 午後 3時 33分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
防災危機管理室長	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	中橋 正典	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	×			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 村田 政義 5番 山田 英孝
2			会期の決定	自 12月15日 2日間 至 12月16日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	承認	10	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町一般会計補正予算 (第8号)について)	
7	議案	65	津別町職員等の旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	
8	〃	66	津別町国民健康保険条例の一部を改正す る条例の制定について	
9	〃	67	津別町個別排水処理施設管理条例の一部 を改正する条例の制定について	
10	〃	68	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改 正する条例の制定について	
11	〃	69	津別町小規模企業経営安定資金融資条例 を廃止する条例の制定について	
12	〃	70	工事請負契約の変更契約の締結について (堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通 気システム導入工事)	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	71	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設）	
14	〃	72	令和3年度津別町一般会計補正予算（第9号）について	
15	〃	73	令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
16	〃	74	令和3年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
17	〃	75	令和3年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
18	〃	76	令和3年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
19	〃	77	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
20	報告	11	令和3年度定例監査の報告について	
21	〃	12	例月出納検査の報告について（令和3年度8月分、9月分、10月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから、令和 3 年第 10 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

4 番 村 田 政 義 君 5 番 山 田 英 孝 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 16 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付している
とおりであります。職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご
了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりで
あります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第10回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙の
ところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第8回臨時会後の行政報告を申し上
げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。去る11月13日、瑞宝単光章、津別町自
治功労者兄義男様のご逝去されました。故人は、半世紀の永きにわたり、津別町統計
調査員を務められ、本町の自治振興に多大な貢献をいただきました。

また、去る11月14日、旭日単光章、津別町消防功労者清水勇様のご逝去されまし
た。故人は、永きにわたり、消防団員として消防の職に奉じ、副団長も務められ、地
域住民の安全安心にご尽力をいただきました。

また、去る12月10日、津別町消防功労者板倉一様のご逝去されました。故人は、
永きにわたり、消防団員として郷土の防災に努められ、その責任ある行動は他の団員
の模範となり、団の円滑な運営にご尽力をいただきました。

お三方の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、全国肉用牛枝肉共励会優秀賞の受賞についてであります。一般社団法人東京食肉市場協会と東京食肉市場株式会社の共催による、令和3年度全国肉用牛枝肉共励会が10月26日から29日にかけて東京都中央卸売食肉市場で開催され、つべつ和牛の生産者である津別町字大昭、迫田隆様が出品した肥育牛が、和牛去勢牛の部において津別町初となる優秀賞3席を受賞しました。

この快挙に対しお祝いを申し上げますとともに、今後とも安全安心で良質な肉用牛の生産と畜産振興に寄与していただき、さらなる上を目指しご精進されることを期待するものであります。

次に、「道の駅あいおい」のクマヤキについてであります。11月4日、国土交通省北海道開発局が発表した北海道の「道の駅」スタンプラリー2020の完走者が応募したアンケート結果において、「いちおしの“おいしいもの”」部門で、前年度のランキングを一つ上げる堂々の2位に選ばれました。今後は、別の部門においても上位となり、「道の駅あいおい」が津別町への誘客の拠点の一つとなることを期待するものであります。

次に、令和3年度北海道国民健康保険団体連合会表彰についてであります。11月17日、津別病院院長の日下貴文様へ、北海道国民健康保険団体連合会理事長に代わり、表彰状の授与・伝達式を行いました。日下様は、丸玉木材株式会社津別病院の医師、副院長、院長として長年にわたり、住民の診療に精励され、地域医療の充実に尽力するとともに、国民健康保険事業等の円滑な運営に多大なご貢献をされたことにより受賞されたものであります。

今回の受賞に対し、お祝いを申し上げますとともに、多くの町民の健康のため、引き続きのお力添えをお願いしたところであります。

次に、新美南吉童話賞最優秀賞の受賞についてであります。愛知県半田市教育委員会主催による第33回新美南吉童話賞の審査結果が11月30日に発表され、本町の地域おこし協力隊員である小塚翔子さんの応募した作品「雪虫」が、最優秀賞（文部科学大臣賞）を受賞しました。新美南吉童話賞は、創作童話を対象とする新入文学賞で、

小塚さんの作品は応募総数 1,800 点の中から最高位である栄冠に輝きました。

小塚さんは、令和 2 年 4 月より地域おこし協力隊員として就任し、北海道つべつまちづくり株式会社において、移住・定住サポートデスクを担当する傍ら執筆を続け、今回の栄えある受賞となりました。この快挙に対しお祝いを申し上げますとともに、さらなるご活躍に期待するものであります。

次に、令和 2 年国勢調査結果についてであります。5 年ごとに行われる国勢調査は、10 月 1 日現在の人口をはじめとする諸調査を 60 の調査区に分け、40 名の調査員と 6 名の指導員により行われました。本町の人口は、6 月の速報値では 4,369 人でしたが、11 月 30 日に公表された確定値では 4,373 人となり、世帯数は速報値と変わらず 2,043 世帯で、前回調査の平成 27 年に比べ、人口は 635 人、12.7%減少し、世帯数は 188 世帯、8.4%の減少となり、残念ながら津別町人口ビジョンの予想を上回る結果となりました。

なお、回答の手段では、インターネットが 31.2%、郵送が 49.9%であり、時代を反映したものとなりました。調査にご協力をいただきました町民の皆さまと、調査に従事されました調査員及び指導員の方々に深くお礼を申し上げる次第であります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。12 月 2 日、修田籌子様は 100 歳の誕生日を迎えられましたことから、今後とも益々のご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところです。

次に、丸玉木材株式会社からの寄附についてであります。12 月 6 日、丸玉木材株式会社を訪問し、寄附を原資とした丸玉木材森づくり基金の運用状況についての報告を行いました。その際に大越社長より、町への寄附は令和 3 年度までとしていたが、引き続き 3 年間、毎年 500 万円の寄附を継続するとの申し出がありました。

改めて丸玉木材株式会社に感謝の意を表しますとともに、今後とも丸玉木材森づくり基金による愛林のまち緑資源を守る推進事業を継続し、本町で実施する造林や除間伐などの森林整備事業に助成を行い、豊かな森林の育成に努めてまいります。

次に、建設工事等の発注状況等についてであります。12 月 10 日現在、一般土木工事関係については、上最上橋橋梁補修工事他 30 件、3 億 5,960 万 3,000 円 (100.0%)。

一般建築工事関係については、堆肥製造施設堆肥舎一部改修兼高圧通気システム導

入工事他 17 件、5 億 6,028 万 2,000 円 (99.7%)。

簡易水道・下水道工事関係については、活汲地区マンホールポンプ所機械設備更新工事他 14 件、4 億 2,592 万円 (100.0%)。

設計等委託業務関係については、南郷橋外 1 橋橋梁補修設計業務他 28 件、1 億 1,625 万 9,000 円 (100.0%) であり、令和 3 年度予算分について総額 14 億 6,206 万 4,000 円で 99.9%の発注率となっており、一般建築工事については一部を残し、発注を終了したところです。

なお、今議会におきまして、条例制定及び補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め 60 分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて 90 分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 議長より発言の許可をいただきましたので、先に

通告しています質問をさせていただきます。

水道事業と水道料金についてであります。

水道料金の見直しについては、平成18年の津別町上下水道運営審議会答申に基づき、平成29年に見直し検討が行われています。本年度が見直し検討年であり、7月15日に津別町水道・下水道運営審議会へ諮問され、11月17日に答申を受けています。

そこで、来年度の料金改定にあたり、次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目です。予定している工業用水の切り替えについてであります。本年6月より、対象事業所と協議を予定していましたが、どのような見直しになったのかお伺いしたいと思います。

2点目です。運営審議会からの答申についてであります。

水道料金について、どのような答申が出されたのかお聞きしたいと思います。

3点目です。課題とされていた事柄の検討についてであります。

一つ目は、水道基本水量、いわゆる10立方メートルから基本水量8立方メートルへの見直しの検討についてであります。

また次に、業務用の水道料金また段階的超過料金についてお願いいたします。

その部分については、もう一つ本町の水道料金体系が、近隣市町に比べて複雑であるということの見直しについても検討とされていまして、お聞きしたいと思います。

最後4点目です。今後の水道料金についてであります。

本定例会に条例案が提出され、来年度より新たな料金体系を目指しているわけですが、今後、どのような時期にどのような検討を考えているのかお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、水道事業と水道料金のご質問についてお答え申し上げます。

はじめに、工業用水の切り替えについてですが、対象となる1社に供給していた工

業用原水が、高台配水池の更新により今後供給できなくなることから、浄水の供給に切り替えさせていただくものであります。

この会社の想定使用水量は、年間 27 万立法メートル前後と思われまして、使用料金は倍以上になることから、お互いの経営に与える影響が極めて大きいため数度にわたる協議を重ね、2 年間の経過措置を設けるなどして合意に至った結果を運営審議会と協議させていただき、合意内容を尊重した答申を受けたところであります。これにより今回、簡易水道事業給水条例の改正案を提出させていただいております。

次に、運営審議会の水道料金に係る答申内容についてですが、家事用については、直近の経営見込みにおいて料金改定を行わなくとも経営の維持は可能だが、今後の人口減少等による料金収入の落ち込みが、想定以上になる場合は都度検討が必要であること。

業務用については、公平な料金のあり方について検討を行ったが、業種等による使用状況に大きな差があるため結論には至らなかったことから継続課題とすること。

工業用については、原水から浄水の供給に変更になることで、現行料金体系をそのままにして大幅な負担増を求めた場合、水の利用を控えようとする判断につながることも予想されることから、新たに超過料金を設定することが必要であるとし、その上で、これまでの倍以上の料金を求めることになるため、急激な負担増とならないよう経過措置を設けることが望ましいとされたところです。

次に、課題とされていた事項の検討についてですが、家事用使用量の基本料金の見直しについては、改正案では、現行どおり 1 カ月当たり 10 立方メートルで基本料金 2,200 円とすることとしましたが、これまで実施してきた軽減規程の内容を受け継ぎ、5 立方メートル以下については、1,760 円とする 2 段階の設定としました。これにより、実質的に利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。

業務用の水道料金については、業種等により利用状況に幅があることから、慎重に検討しなければ実質的に負担が増える利用者が出てくることが想定されます。また、今回の料金改定案により工業用料金の収入増により長期的な黒字化を見込んでいますが、安定した水の供給を続けるための老朽管の更新が急務であることから、業務用利用者の方にも一定の給水準備に要する費用を負担していただきたく、今後とも慎重に

検討を行う考えであります。

水道料金体系が複雑であることの見直しについては、今回の工業用の使用料金の改定案では、これまでに使用水量により複数の基本料金を設定しておりましたが、これを単一にしました。これにより実際に該当する事業所の経理を担当される方にとっては確認しやすい内容になったものと考えております。

最後になりますが、今後の水道料金についてですが、これまで料金改定にあたっては、おおむね5年程度で検討を行ってききましたが、今回の答申において、「これまで定期的に諮問を受け検討を行ってきたが、今後は経営見通しに影響を与える環境の変化が生じた場合は、適時に検討を進めることが必要と考える。」とされたところです。このため今後、収入見込み、更新需要、財務諸表等により経営状況を常に注視しながら、検討の時期を逸することのないよう進めてまいる考えでありますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 それでは再質問させていただきます。

工業用水の切り替えについてであります。今、町長から答弁いただきましたが、工業用水への切り替えの後、現在、使用されています原水、いわゆる旧美都水源については、どのような扱いとするのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） こちら旧美都原水につきましては、次年度以降、高台の配水池の更新事業を考えておりますので、こちらによりろ過池とかが使えなくなる関係で給水自体ができなくなります。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 もう1点、原水利用についてですが、いわゆる美都水源ではないとしても、上里の上流で自己滅菌などによって使用もあったと記憶しています。

今回の料金改定によって、原水供給の部分の料金については改定があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 今回、改定というか工業で利用する原水の廃止のみ提出させていただいておりますので、営農用等で利用されている場合については、これまでどおりの単価でご利用いただけます。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] それでは、運営審議会からの答申についてお聞きしたいと思います。

老朽化による施設や管の更新の考え方についてお聞きしたいと思います。

水道事業は、原則、企業会計ということでこれまでも質疑させていただきました。これから始まる配水池の更新事業や、その後予定する老朽管の更新事業など、まさに終わらない戦いへと突入するわけですが、そこでふと原点に立ち返ったというか思ったわけです。そもそも、どこまでの料金に反映させる事業で、また、どのような事柄は社会的なインフラ整備としてその部分の経費とあたるのか、そこに按分的な概念の余地はないのか、審議する上でこういうことが課題になってくるのではないかなというふうに思います。

これまでの中でも、津別の水は湧き出ているわけですが、上里から貯水池、いわゆる市街地のほうまで長く管を引いている現状や、今ありました老朽化する施設の更新や小電力発電の導入などでもこういうことが議論されてきました。各自治体によっても水源や施設整備や更新はさまざまであるわけですが、しかし、どういう地域によっても市街地をめぐる配水管、いわゆる町民の家庭まで届けるその部分、引っ張ってくる部分と届けるという部分の配水管の更新に至っては、私の個人的な考えですが、道路整備や、その保全や公園整備などもそうですが、そういうものと同じく自治体の社会インフラ的な要素が強いんじゃないかなと思うわけです。そう私は思うわけですが、その部分、水道事業の中の社会インフラ的な要素について、町長のお考えがあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 答申の内容でもありますけれども、答申の内容そのものはお手元にはあるんですね。わかりました。

基本的には、この水道事業は法適で進めていますので、結びのところにも書いてありますとおり、できるだけ利用者の負担の増加を最小限に抑えるためにも、今後においても適切な事業運営と老朽施設の更新にあたってはダウンサイジングについても検討すると工夫が継続されることを望みたいということで、これまでも人口減少とともに、できるところを進めてきているところですが、まだまだ取り替えなくてはならないという所が図面上を見てもかなりあります。それらについて水が供給されなければ断水も経験しておりますので、どういう状態になるかというのは皆さんもよく承知されていると思いますので、これは安定的に行うためには、やはり必要な投資はしていかなくちやならないというふうに思いますけれども、それに対する補助制度、これは上水を簡水の事業に変えたということは、少しでも補助制度は少ないのですけれども、それを活用していこうと、そして過疎債の対象になるようなそういうものにしていこうということで、上水から簡水に切り替えてきていますので、行政でできるところはこれからも支援するような、一般会計の支援ということもあり得るかと思えますけれども、基本的には、やはり皆さんの水道料金をどんどん下げるというわけにはいきませんので、それは審議会の中でもその辺は承知の上でいろいろ議論されてきておりますので、その答申はしっかり受け止めながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] いろんな考え方があると思います。資料の出し方によっても違うと思いますし、極論の話をするわけではないので、私も水道料金だけを単価を下げてくださいという話ではないので、その部分については理解した上で、やはり実際として、そういう部分の按分というは何対何みたいな話じゃないのですが、やっぱりそういうものも繰り入れながら、よりよい形で進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の課題とされていた事柄についてお聞きしたいと思えます。

業務用の水道料金についてなんですが、答弁の中で実質的に負担が増える利用者が出る場合もあると、検討によってはということですが、それはどのようなことを意味するのか、どのような場合についてそういうことが考えられるのかお聞きしたいと思います。

います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 後ほど審議会に入っていた担当のほうから補足があるかもしれませんが、私のほうで聞いている範囲では、議員も業務用に使われている立場にあるかと思えますけれども、ずっと朝から晩まで水道を使われる仕事と、例えばスナックのように夜のみ水道を使うというような、これも業務用で使われておりますけれども、そういったところの比較、極端な例ですけれども考えると、そこにどういふものの考え方でいくかということになると、審議会の中では、今回においては具体的な結論が出なかったという状況です。ですから引き続き検討していこうというふうなことになっておりますので、その辺もあわせまして、今後さらに話し合いというか協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（齊藤尚幸君） 審議会の中におきましては、業務用料金については年間でおよそ 2,800 万円内外の数字の料金をお支払いいただいているところであります。こちらにつきましても更新事業等につきましても貴重な財源であるという意味がありますので、ある一定の負担は業務用のユーザーの方にもしていただきたいという考えはございます。

その中で、こちらの金額を維持しながらという前提で物事を考えた場合ということになるので、それは確定ではございませんが、ある程度ちょっと上がる方、下がる方というのは想定しながら物事は進めていかなければならないかなというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 私も今利用している方が不利益になるような結果は望みませんので、全体の中でという話を絶えずさせていただいているというふうに思います。

答申の中でも公平な料金の負担のあり方や業種等の使用状況ともあります。諮問に先立って、私も6月に一般質問をこのテーマでさせていただいていますが、私が言いたいのは、そもそも業務用の料金設定が全体の設定から見ると矛盾しているのではな

いかなというふうに私はお伝えしてきたつもりであります。

改めて端的にお聞きいたしたいと思います。

業務用の料金設定がほかの幾つか段階があります。いろんな工業用、家庭用、農業用などがありますが、その設定の中で割高な設定の要因についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 業務用料金体系なんですけれども、使用水量に応じて例えば家事用とかほかの使用用途に比べて安くなる部分がないということは、こちらとしてももちろん把握しているところでございます。ただ他市町村の例等を見た場合におきましても業務用が家事用よりも高い料金が設定されているという部分もありますので、当初時点からの引き続きで、例えば何パーセント上げる、下げるという話で料金改定を進めてきた経過もありますので、ちょっとそういう料金体系になっているところについてはご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 私も議員になりたてのころから、この水道について質問させていただいている中で、当初はやはり近隣市町村から見た津別町というものをよく持ち上げていたと記憶しています。

そういう中で、よく答弁の中で、そういうものは各自治体によっていろんな現状も違うので、それぞれが考えることだというふうによくたしなめられていたというか、よくそういう答弁をもらっていました。

そういう中で今、お答えを担当からいただきました。各地域によって業務用というものが高い設定が割合多いのではないかと、そういうものも考えているという話は私も担当とよく話しますのでわかる話です。逆を言えば、半分程度はそういうことを考えずに家庭用などと同じように料金設定している地域もそういう意味で言えばあるわけでございます。なので私は、今までこの先ほど町長ともお話ししました不利益にならないようにということも踏まえまして、全体の収支のバランスというものは絶えずもちながら質問をしてきたつもりであります。工業用というものが、そういう中で一つのキーワードというかそういう形になって今回現れているという部分です。私も

業務用が割高である必要性というものについてちょっと考えますと、今言ったようにあまり料金体系を崩しますと全体が不利益になりますので、そういう部分は収支のバランスというものは一つあります。そのほかに考えられるのは、当初からあります昔からよく出ています使用の目的、いわゆる商売で使っているんだから家庭用やそのほかの物とは差別化して考えて料金設定がされたらと、その部分について使用の目的という部分について、現在もそのような考えであるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 他市町村の例を見た場合なんですけれども、例えば水道メーターの口径別料金の設定等を考えている自治体も最近増えてきているところではありますが、今、当面のところ現状といたしまして津別町においては可能な限り用途別の使用料金の設定という方向で当面のところ進めていきたいなどは考えております。

また、口径別の料金の設定については今後の課題になるのかなと思っておりますが、それは早急に結論が出せるものではないというふうに認識しておりますので、ちょっとまだ先の議論にはなるかなとは考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 私も担当と細かい協議をここでしたいわけではなくて、いわゆる考え方として家庭用があって対角にはたくさん使う工業用などがある中で、業務用というものが、そこで基本料金を見ましても超過料金を見ましても飛び出ているわけです。私は、その金額の大小云々を申したいわけじゃなくて、考え方としてどうなのかと。答申では今後においても検討課題ということで、ある意味私も半分ほった部分はありますが、私としては今話ししてきたように平成29年から今回の工業用水の切り替え時期ということでの何かしらのものがあるのかなというふうに思っておりました。業務用の基本料金は、基本水量が家事用の倍となっていることから、20立方メートルで家事用であれば4,400円となるわけですが、業務用の場合は基本料金が4,735円ということで、さらに超過料金の設定では、家事用が1立方メートル220円のところ、段階的に家事用も209円と下がるような軽減措置があります。今回の切り替えにあります工業用に至っては、基本水量が使用量によって段階的な料

金設定にもなっていますし、超過料金も割安となっています。業務用は超過も 262 円という固定でございまして、超過料金による軽減措置もありません。私は民間人ですから営業目的で利用料金が低いという部分の意図は理解しますし、使用量が多い場合、過度な負担増とならないような配慮の必要性も理解しているわけです。先ほど言っていますように金額差云々を申し上げたいわけではなくて、こういう考え方の矛盾という、私の言葉としては矛盾というものを解消してほしいわけです。

今回の料金改定の折に、そういう折に、そういう切り口をもっていただきたかったわけでありますが、今後においても検討ということですので、どういう検討を具体的にこの業務用、いわゆる超過料金も含めて考えられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） まず家事用よりも業務用が高くなっているという件についてでありますけども、家事用につきましては公衆衛生上の観点もございまして、なるべく利用しやすい金額にというふうには考えております。これによりまして業務用をいじったから家事用が上がるとか、そういう考え方は極力避けていきたいなとは考えているところでございます。

今後の業務用の設定の考え方なんですけれども、先ほどもお話ししたとおり、例えば口径別料金を導入するとかという話は早急にはできる話ではございませんので、基本的には基本料金と超過料金の設定の仕方を調整しながらという形にはなっていくかとは思いますが、細かい話は、ちょっと審議会のほうと相談しながら進めていく形になろうかと思えます。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 考え方というものは、私はそこを矛盾と勝手に銘打っているわけですが、そういうバランスというものの中で、いわゆる時代によってもこの料金を考えるときの考え方にもあったと思います。またそういう部分も、今回切り替えにあたって、いわゆるよく言われていましたどの程度かは別にしてパイが大きくなるっていう話があったと思いますが、そういう折に、先ほどちょっと町長ともお話ししたように、私も社会的インフラというものがあがりながら、でもやはり、今も見ながらいかなきゃいけないという部分もありますので、そういうことを継続して、

私も個人的にはそういうことを協議していたつもりでありますので、諮問があつて答申があつて町の判断があるということなんですけども、その部分、ぜひ今後も注視していただきたいというふうに思います。

本町の水道料金が近隣市町に比べて複雑であることの見直しについてであります、今回の改定によって、いわゆる答弁ではスッキリしたというような言い方があるんですが、今回の改定によって工業用に新たな段階ができ、さらに時限立法的に盛り込まれていた使用量5立方メートル以下の方への減免措置の料金も料金に組み込んだ形となり、6月の質問の時の複雑であることの解消という意味から言えば、私はちょっと率直に複雑であることの見直しについては切り込んでいないのかなというふうに思うのですが、その部分についてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 先ほど町長のほうから答弁がありましたとおりなんですけれども、現状の基本料金と超過料金が複数設定されているという状況は、実はユーザーである事業所の皆さまから時々料金についてのお電話をいただくことはありました。こちらについて、ちょっと今これから改正案でお見せするものにつきましては、そういうものが解消されてくるのかなと考えておりますので、見た目自体はちょっと複雑になった部分があるかと思いますが、現場レベルでいえば逆に単純化されたのかなと考えているところであります。

家事用の料金の設定についてはということだったんですけれども、こちらにつきましても実際にはちょっと複雑になっている部分はあるかなとは思いますが、先ほど町からの答弁がありましたとおり、これまでの軽減規定を組み込んだものですので、実際に使われている皆さまには馴染みの深い料金体系になっているのかなと考えておりますので、このままいければとは考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 私も先ほど来、不利益がないようにという話をしました。軽減措置の話も何年か続けてきて、今回の水道料金に盛り込むということについては別に反対なわけではありませんし、ただやはり複雑化の解消という意味でいえば、やはりユーザー、利用している側の解消もあるでしょうが、やはりそういうも

のを例えばよく話があるように、津別町に来る方ですとか、やっぱりこれからそういうものを利用する方という見方のほうが私は大きいのかなというふうに思います。使っている方は私も含めてそうですけど、いつも継続して使っているわけですから、そういうものが変わったという認識はあっても、そういうものを注視しませんから、だから、そういう意味でいうと、私の受け止め方は、やはり近隣市町に比べて複雑であるということの見直しについていえば、シンプルにその複雑さを解消するためには、やはり業務用と例えば家事用を統合する形で、名称は何でもいいんですけど一般用と工業用とかという形で2本立てみたいな形が理想的かなというふうに思います。

いろんな考えで業務用が高いという話はあるのですが、私が採算、価格の問題でないとお伝えしているのは、そんなに言ってみたら大きい額じゃないんです、びっくりするほど差は。であるならば、やはり私個人の夢物語みたいな話ですが、複雑さというものも町長から6月のほうでいただいた部分もありますので、家事用と業務用というものの統合についても図るべきではないかなというふうに思っていたわけでありませう。

そういう部分について、今すぐお答えもないでしょうし、そういうことが可能かどうかという検討も必要だと思いますので、その部分について受け止め方としてはどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃるとおり、この北見地区の定住自立圏の1市4町の中で見ても、議員がお話しになりました家事用と業務用、これを分けていない町もあります。それからお隣の町うちもそうですけど、それは多分、分村した関係もあって長いお付き合いの経過もあるかというふうに思いますけれども、お隣の町と同じような分け方をして今いただいていると、金額は違いますけれども。

一方、家事用と業務用を一緒くたにしてやっているところもありますけれども、しかしその部分でいけば、今度は口径によってさまざま分類をしています。ですから表そのものを見ると、どちらもそこそこ複雑な様相を呈しているのですけれども、使われる方はその中の1項目だけなんです。ですから表がいっぱいあっても自分に該当するのはここですというのは、もう十分今の段階で使われている方はわかっていると

思います。仮に1本化、業務用と家庭用を1本化すれば、今度はどういう影響が出てきて、今度口径制、管の太さをどういうふうに入れていくのか入れないのか、あくまでトンでいくのかとか、さまざま検討しなくてはなりませんので、今、必要な部分を今回審議会でも議論されて答申をされたということであって、まだ検討しなければならぬ部分については、引き続き協議をするということでの答申内容ですので、それに沿って進めていきたいというふうに思います

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] そういった意味でも、私はいわゆる平成29年からこの水道の質問についてさせていただいているわけですが、例えば業務用については、超過料金というものが段階的にないので、そういうものを先ほどありましたように使用量によって金額の差が出るということもありましたので、例えばそういうことを切り口としてもってくるということぐらいは、私は何となく今回あるのかなというふうに思っていたわけですから、ここでちょっと矛盾、矛盾という話をしているわけですし、その部分で、今後の水道料金についての話に移りますが、答弁にもありましたように、新たな工業用水が今後2年間という形の減免的な中で動いていきます。

また、今まで5年というものを目途にいろんな協議がなされてきたと思いますが、今後は経営の見通しに影響を与える変化が生じた場合、適時にというような文言だったかと思います。その部分で、いろんなことが想定できると思いますが、どのようなことが影響を与える、適時にというふうになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 今、とりあえず想定されているところで直近のものということになりますが、水道料金だけに限った話ではないのですけれども、水道、下水道も含めた上での話なんですけれども、令和5年の4月から、今のところ下水道事業については法適化を進めようというふうに考えております。その際に長期見通しもあわせて企業会計による長期見通しをつくっていかうかなというふうに考えております。そのときにちょっとあわせて水道料金についても検討するタイミングであるかなというふうには考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　最後になりますが、水道事業については企業会計を維持しながら社会的なインフラ要素を多分に含んでいます、全ての町民に関わりの深い事業でもあり、公平な基準も求められると思います。

老朽化で更新が避けられない頭の痛い問題ではありますが、柔らかく考えれば、先ほど私も言いましたように町道や歩道の改修などと同じように、計画的に随時、適時の対応が可能であるというふうに思います。

担当とお話したときにも、例えば60年で考えるのか100年で考えるのかなんて話もありました。その部分もありますので、次の時代のことを今言ったように考えながらも、やはり今の部分にも対応していかなければいけないというふうに思います。

私もそういうことがあったので、この工業用用水の切り替えというタイミングでいろんな物事が動くのかなと、ある意味、逆に言えば一般会計のほうから減免の5トン以下の部分は繰り入れしていましたから、例えばそこをその形で据え置いたとしても違うことを取り入れるとか、そういうことが可能だったのかなというふうに私自身は思うわけです。

理事者側というか町側からすれば、そういうものを別口でやっているものを決まった形の中に入れるというものもありますし、民間的な発想でいえば、そういうものは絶えずずっとそこで続けながら、全体を見たときに切り替えによって出たものをどう判断するかというものは、また別に考えるという方向性もあったのではないかなというふうに思います。

そういった中で、町長が6月に言われました、先ほどありました、ほかと比べるのか自分たちの地域は地域だっていうことなのかという話にもつながりますが、本町の水道料金が近隣市町に比べて複雑であることの見直しというものを、やはり今、定住自立圏もありますし移住促進とかいろんな町に対する見え方というものもありますので、ぜひそういうことを第1の課題として置いていただいて、また全体から見た業務用の設定、私は先ほど来、今日何回言っているかわかりませんが、矛盾という言い方をしていますが、その部分の切り口や盛り込み方もぜひあわせて考えていただきたいというふうにお伝えしまして、私の質問を終えたいと思いますが、町長から最後に一言いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員から矛盾という言葉が再三出てまいりますけれども、必ずしも矛盾というふうには受け止めておりません。今までの料金体系というのは、これは今に始まったことではなくて、ずっと水道ができてから始まって、それが少しずつ改善されてきているというふうに思っています。それに対する馴染んできたものというのも当然ありますし、それからその馴染んできたものを変更するということは非常にほかにこうしたけれども、ほかに何か影響は出ないかというようなことも含めて、後であららという話になると困りますので、そこはやはり慎重に対応していかななくてはならないのかなというふうに思っています。

人口減少がやっぱり水道料金にも一部例えば、今のまちなか再生で水道料金のお話も出たりしていますけれども、そうではなくて、やはり人口減少といわゆる料金を払っていただける方が減少していくということですから、そういうところを見ていくと、そこは何らかの対応もしていかなざるを得ないのかなというふうに思います。

今、都会のほうでは水道の民営化というのが随分言われていて、既にやっているところもあるように聞いておりますけれども、なかなかこういう地方の中で、これを営利として進めるということは非常に困難な状況だというふうに考えておりますので、かといってどんどん町が一般会計から繰り出しをしていけばいいということにもなりませんので、その辺はやっぱりバランスを見ながら、この辺までかなとか、これはできそうだな、これはちょっと無理かなというようなことを運営審議会の中でも、もう審議会の皆さんは長い方が多いですので、ある意味ツーカーみたいな、この部分で言葉一つ言っても、「はいはい、それは」ということをご理解されている方がほとんどです。そういう方たちとまた協議を進めながら定住自立圏の中の、何て言うか、同じように例えば1本化できるのかどうかだとか、それらも含めて少しゆっくりやらないと、早急にやっても後でもう1回見直そうかというふうになってしまわないように、じっくり話を進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時53分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君）〔登壇〕 議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告をしています避難行動要支援者の避難行動支援について一般質問を行わせていただきます。

災害発生時の避難行動要支援者の対策については、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。そして、災害時の迅速な避難支援を強化するための改正災害対策基本法が本年 5 月 20 日に施行されました。その内容は、災害時に支援が必要な高齢者や障がい者など、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にすることなどが柱になっています。

そこで、津別町における避難行動要支援者の避難行動支援に係る次の点について伺います。

1 点目は、災害発生時にみずから避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援に関わる関係者である自主防災組織の役割は重要であります。津別町における設置状況について伺います。

2 点目、避難行動要支援者名簿の作成・更新状況はどのようになっているのか。

3 点目、自主防災組織や自治会など、避難支援関係者への避難行動要支援者名簿の提供状況及び今後の予定はどうなっているのか。

4 点目、避難行動要支援者ごとの個別支援計画作成の考え方についてお聞きします。

最後に 5 点目は、地域の中に防災リーダーを養成するため、「北海道地域防災マスター」の取得応援や「防災士」取得の助成の考えについてはどうか。

以上の点について質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山田くんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、避難行動要支援者の避難行動支援についてお答え

を申し上げたいと思います。

はじめに、津別町における自主防災組織の設置状況についてでありますけれども、自主防災組織の重要性につきましては、議員ご指摘のとおり、災害時は、まず自助、次に隣近所の支援として防災組織が共助として役割を担うとされております。津別町の自主防災組織設置の取り組みにつきましては、比較的近隣町村より遅く平成 18 年度に行政から組織要綱案を示させていただき、自治会単位の結成を呼びかけたところ、平成 19 年度と平成 20 年度で 3 組織が立ち上がり、行政と合同の避難訓練等も行ってきたところです。

その後、組織の立ち上げのためのルールを単純化して組織化を働きかけ、その結果、平成 27 年度から平成 29 年度にかけ 11 組織に増え、現在は 14 組織で、戸数カバー率は 56% になっています。自主防災組織がなくても自治会で対応できる地域もありますが、防災計画において「自主防災組織の育成等に関する計画」に記載のとおり、防災意識の向上のためにも、今後とも整備、育成を推進していく考えであります。

次に、避難行動要支援者名簿の作成・更新状況についてですが、平成 28 年度に名簿を作成しましたが、手上げ方式によりまとめたため、対象が要配慮者も含めての名簿となり、防災組織での対応が難しいものになってしまいました。要支援者の予備軍としての把握にはなりましたが、個別計画を作成する必要のない方も含まれていたことから、混乱を招く結果となりました。

そのため、昨年度において防災計画に定めている避難行動支援者について、自治会連合会、社会福祉協議会等とも協議し、改めて要支援者の範囲を確認し、その範囲の中で先に名簿登載への届け出がなかった対象者に対し、意思確認のための通知を本年度において行っており、その確認を待って改めて要支援者名簿として更新することとしております。

次に、自主防災組織や自治会などへの名簿の提供状況についてですが、現在、要支援者名簿に登載対象となっている方で、いまだ登載への意思確認ができていない方の確認を進めており、できるだけ早く自主防災組織等との情報共有を行いたいと考えております。

また、名簿作成後は登載者の異動状況の確認と、新規登載者のリストアップを行政

と自主防災組織等が情報共有して定期的に更新することが重要であることから、その具体的な方法についても協議してまいりたいと考えております。

また、登載対象者であっても、名簿登載への意思確認ができない場合は、先進地の事例に倣い条例等で「拒否しない限り名簿に登載する。」などして、要支援者名簿の充実を図る考えであります。

次に、個別支援計画作成の考え方についてですが、本年5月に改正、施行された災害対策基本法において、個別避難計画が努力義務とされました。昨年改正した津別町防災計画においても、個別計画を「策定するように努める」としたところです。この法改正に伴い、避難行動要支援者の退避行動支援に関する取組指針が改定され、「市町村が主体となり、おおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたい」という目標が提示されました。これにより、作成の流れと様式が示され、先進事例に基づく注意事項、持続していくための方法等も示されたことから、今後、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等の福祉分野の関係者ととも、津別町の実情に応じた個別避難計画の作成に取り組んでまいる考えであります。

最後に、地域の中に防災リーダーを養成することについてですが、「北海道地域防災マスター」は、防災活動を活発にするため、消防や市町村等で防災業務を経験した方などに、防災活動の中心になっていただくことを目的に北海道が認定する制度です。平成29年11月に津別町で研修会が開催されまして、23名の方が受講し、別途取得していた方を含め、現在24名の方が認定されています。取得後、特段の活動はされていませんが、自治会関係者が多いことから、防災への意識は高まっているものと考えております。津別町での再度の研修開催は難しいと思いますが、近隣で開催される場合は、広報などでお知らせしたいと考えております。

「防災士」は、NPO法人日本防災士機構が認証している制度で、「自助、共助、協働」を原則といたしまして、社会のさまざまな場で防災力を高める活動を期待し、資格試験により同機構が認証する制度です。定期的に各地で研修を行っている防災士研修センターの研修講座での資格取得費用は6万1,900円となっており、また北海道では来年2月に札幌市商工会議所付属専門学校で行う研修で、テキスト、受験料、登録料を全て含め5万8,000円としています。防災士の意義は大きなものがあるとして、

都道府県や市町村でも研修を実施するなどの助成を行い、取得を促しているところが増えていきますので、本町においては例えば「人づくり・まちづくり活動支援事業補助金」の活用なども考えられるのではないかと考えているところでもあります。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 回答いただきましたが、再質問させていただきたいと思います。

最初の自主防災組織の関係です。回答で、現在14組織が津別町内で設置をされているということでありましたが、平成29年度までで14組織ということで、そういう部分でいったら、ちょうど4年ぐらいたっているのですが、その間、組織がされていないという部分があるのかなと思っています。

それで、この自主防災組織、市街地区20自治会だったと思うんですが、あると思います。人口の80%ぐらいが市街地区に集中しておりますが、市街地区の中ではどのぐらいの組織の自治会になっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 市街地でいけば、14のうち11、あとは岩富だとか本岐の場合は村田議員さんがおりますけれども、全部二又から布川まで一編になって本岐地区自治会連合会ということで、ほとんどの周辺の所が全て網羅された形での自主防災組織になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 自主防災組織の全部の自治会が設置をするというのが目標に上がってくるかなと思いますが、ただ優先度からいって、地震の災害の場合は全町的な部分になってくるかなと思いますが、特に近年の豪雨災害といった部分の中では、浸水区域だとか、さらには土砂災害区域、そういった地域を抱えている自治会が、この自主防災組織を早期に立ち上げて訓練等を行っていくというのが必要かなというふうに思っておりますが、この今、11自治会市街地とありましたが、やっぱりこうした網走川の地域を近隣としている自治会といった部分で、自主防災組織がま

だ設置されていないといった部分の自治会もあるのではないかなというふうに思っております。そういう部分、全体に呼び掛けるというよりも、むしろ4年間、自主防災組織が立ち上がっていないといった部分でいけば、そういった地区にちょっとターゲットを絞りながら、町のほうで行政として後押しをしていくというか、設置に向けて、そういった取り組みも必要ではないかなというふうに考えますが、その考えについてはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この間、平成29年で14組織ということで、平成29年度にかけて11組織が増えて、その後三つ増えておりますので、現在14ということになります。

コロナの関係もあって、なかなか会議が開けないという状況もこの間2年間続いておりますけれども、その辺の様子も少し変わりつつありますので、また自主防災組織の結成に向けた働きかけを進めていきたいなというふうに思っております。

最初の答弁でも申し上げましたとおり、自治会でも対応できるというところもおっしゃられる自治会もあるのも事実でありますけれども、最近いろいろな災害等の自主防災組織に関連する本などに目を通しますと、私も以前、東大名誉教授の大森先生のコラムがずっと頭に残っているんですけども、それと同じようなことが最近言われているのですが、いわゆる自助、共助、公助という3区分でお話がこれまでされてきているんですけども、先生は自助と共助の間に互助があるということで、自治会の対応というのは、いわゆる共助ではなくて互助ではないのかと、それは自分の兄弟や親やそういうところが同じように隣近所の人たちに、大丈夫かということで対応していくものであって、自主防災組織はまさしく共助の部分に入って、いわゆるある種システム化されて、そして起こったときにすぐ行動に移せるという組織体系がしっかりしているという、行政とともに連携をとって、動ける態勢になっているというところだと思います。ですから、その辺の違いというのですか、それらも含めてお話を進めていく機会をもっていければなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] いずれにしても、この自主防災組織、町のほうか

ら働きかけることで、それでまた地域の中での防災に関する意識向上にもつながっていく部分だというふうに思っております。

災害が少ない津別の町なんですけど、その分やっぱり備えをきちんとしておかないと、大きな災害がきたときには何も動きがとれないといった状況になるのかなというふうにも考えておりますので、引き続いて町のほうからも働きかけのほうをお願いしたいというふうに思っております。

次に、二つ目の避難行動要支援者の名簿の更新の関係であります。

回答にありましたが、平成 28 年に作成したものから、昨年度から名簿の範囲を確認しながら更新作業を行っているとの回答でありました。以前は手上げ方式のため、要支援者でない人も名簿に上がってきたりだとか、逆にこの人は対象だよなと思っていた人も名簿になかったりだとか、そんなふうな使えない、ちょっと名簿を整理しないとだめだといった、そのようなことも聞いております。

それで今現在、どういう方を名簿対象者として前回の反省を踏まえながら、どういう方を名簿対象者として整理をしてきているのか、その点についてまず確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（宮脇史行君） 名簿の関係ですが、対象者としましては要介護の高い方、また障がいのある方、そのような方を中心として作成しております。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] 以前は、高齢者の中で避難が必要だといったそういったような方も手を挙げて介護度がなくても、そういう方も手挙げしていて名簿に載ったといった経緯もあったのかなというふうに思うのですが、この名簿の登録者の部分で、そういう対象者といった部分は、町で手帳の確認だとかあるいは介護度の確認等で把握できる人数かなというふうに思っていますけど、今、その把握をしている予定をしている数字という部分を差し支えなければ今どのぐらいの数を考えて名簿登載として予定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（宮脇史行君） 先ほど町長の答弁にありましたが、対象者 69 名、

このうち 39 名の方から登載の希望がありました。あと 3 名の方は必要ないということで報告をいただいております。なので残り 27 名の意思確認ができていませんので、その 27 名の方については、こちらで個別に確認をして登載の希望があるかないかを確認していきたいと考えています。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君）〔登壇〕 69 人の対象者のうち 39 人の同意をもらっているというようなことであります。およそ 60%の確認率とありますが同意の率かなというふうに思っています。

今、残りの方の確認作業を行っているというようなことでありますが、これは確認は町のほうで行うような形にしているのでしょうか。その点まず先に。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（宮脇史行君） 確認のほうは町のほうでご本人に確認していきたいと考えています。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君）〔登壇〕 この 69 人の方、多分町の避難行動の要支援者のマニュアル等を見ましたら、要介護 3 から 5 だとか、障がいの 1、2 級だとか、本当に車いすだとか、あるいは重度の障がい者といった部分の中で、本当に避難をみずからできないような対象者だというふうに思います。そういう意味でいけば、多分、最初の文書通知だけでは意味もちよっとわからないというか、そういったような方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺は、この 69 人の方が 3 名は拒否をされているというようなことでありますけど、それ以外の方は、本当にその趣旨を伝えて、町のほうも命、財産を守っていくための名簿の登載なんだというような、そんな理解を求めながら、名簿のほうの確認を増やしていただければなというふうに思っております。

それと、あとこの名簿の中で、次の提供のほうにも関わってくるかなと思うんですけど、町のほうで確認をしている部分と、例えば要介護の 2 だとか、あるいは 1 の人でも、例えば認知症の症状がひどくて、そういう情報の確認だとか、さらには避難の部分がスムーズに行われない人って必ずそのほかにもいると思うんです。その辺は、

ぜひ介護度に関わらず、介護の関係者だとかあるいは障がい事業所との関係機関、さらには地域の人のおういった状況というのはわかっている部分もあると思いますので、ぜひそこで確定するんじゃないなくて、おういうキャッチボールをしながら名簿をつくり上げていくおうような、おうな態勢で望んでいただければなとおうふうにおえております。

それで、同意をいただけない場合の対応の部分で、回答の中で条例等で拒否しない限り名簿に登載するおういった、言ってみれば逆手上げ方式みたいな感じで、拒否をする人だけ手を上げてくださいおういう、おうな方式だと思ひますけど、この要支援者の方を、町とおひますが行政が把握をするおういった部分は、やっぱりその情報が自主防災組織、あるいは自治会などで提供することで、実際にその方を直接的に支援するおうきに、その人が一体どこの部屋におひいて、家族はいるんだけど日中は一人で避難するおうきにはどんな手段が必要かだとか、どんな避難経路で行くだとか、おういった部分を日ごろからわかっているおひと実際に災害時にはこの名簿のやつを拒否していても名簿の提供ができるおういうふうにおひありますけど、やっぱり日常的におういったこの方の状況だとか、おういった部分がわかっているおひと、なかなか本番では動けないおういう、それは当たり前のことだおういうふうにおひ思っておりますので、ぜひ名簿の事前に登載ができるおういうか、その名簿をきちんと更新をしながら確実な名簿にしていくおういったところを心がけておひいただければおういうふうにおひ思っているところでおひです。

それで3点目の名簿提供の部分でおひですけど、これは今、名簿の整理を行っているおういうことでおひありますが、具体的にはその整理をいつごろまで行いながら名簿の提供が具体的にはどのぐらいの時期になるのかおひといった部分で、今、予定をされている部分がおひありましたら、まずお答えをおひ願ひしたいおひ思ひます。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（宮脇史行君） 具体的にいつまでおひいうのがちょっとまだ定まっておひはおりませんが、早い時期に確定させたいおひおひ思ひます。

先日、自治会連合会の役員会にも出席させておひいただひいて、この名簿の関係のお話をさせておひいただきました。自治会連合会のほうもなるべく早く出しておひいただひいて、それを提供してもらいたいおひいうことでおひ、その後は一緒に個別計画の作成におひ携わっておひいき

たいということでしたので、なるべく早目に作成していきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕できるだけ早くということではありますが、この名簿が来て、次の個別計画の作成というふうになって、そういう手順になるかなというふうに思っておりますので、手続きについてよろしくお願ひしたいと思います。

それで、個別のこの避難計画です。これをつくるのは、多分町としてというか地域のほうとしても初めての取り組みかなというふうに思っておりますけど、この計画をどのように地域のほうとつくっていくのかといった、そういう方法について、今、地域と話をするとき、どういった形で進めていくのかといった部分で考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（宮脇史行君） 一応、個別計画の名簿の様式がありまして、ご本人の避難の必要な理由とかかりつけの病院、そのほか家族の状況、あとは家の状況、普段は例えば1階の居間にいますとか、寝室はどの辺りですとか、そういう情報を入れていって確認したいと考えています。

それも、やはり行政側だけでは詳しい情報はわからないので、やはりそこは自治会の方々にいろいろ協力いただいて、普段の状況とかを確認して作成していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕自治会のほうとの協議が行われると思いますけど、回答でも民生委員さん等も含めながらといった話もありました。それで例えば、要介護の人であれば介護の居宅介護支援事業所のケアマネージャーが、多分、要介護3以上であればついているのかなというふうに思いますし、障がいをもった方も包括支援センターにある障がいの事業所の相談員のほうも十分その方の状況は把握をしているかなというふうに思いますので、ぜひ個別計画の策定にあたっては、こういった本人の状況が1番わかっているような方も一緒に含めながら取り組めるような、そんなようなことも必要かなというふうに思いますが、その辺の考えについてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（宮脇史行君） [登壇] 今、議員が言われましたとおり、居宅介護とか包括支援センター、あとそういう福祉部門の方とかと一緒に状況を確認しながら作成していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 補足というか、実は、これから5年以内に努力義務としてつくってくださいということであります。国のほうから示されているポイントなんですけれども、個別避難計画の作成に関する留意事項というものがあります。その中で、計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要というのが1項目あります。

また、避難を支援する者の確保、誰がやるのかということも、まず支援する人の確保、そしてその人が今度は負担感を軽減させてあげるような、1人でなくて複数の人で対応するだとか、そういうものにも留意してほしいということです。そして計画の作成後も計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるために避難訓練を行うことが適切ですよということが言われてます。

それと個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供、これはいわゆる自主防災組織だとか消防団だとか、民生委員だとか、それから避難を実際にするときの支援者、そういうところへの提供が必要ですよ。そして最後に、社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者などについてはということで、特養から例えば自宅にまた戻るだとか、そういうようなことがある場合は、速やかに避難行動要支援者名簿に記載して避難支援に切れ目がないように、施設に入っていればその施設の職員が対応してくれますけれども、自宅に戻ったときに、そこでもしっかりできるように切れ目のないように留意していただきたいということが示されておりますので、こういったことを頭に入れながら計画を作成していくという形になると思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] そういう今、町長のほうからもご答弁をいただきましたが、そういう形でいけば、地域だけではこれはやっぱり難しいかなというふうにも考えております。もちろん今お話があったとおり、いろんな関係者の方がその人

を支援するための、スムーズに避難できるような形も考えていかなければなりませんし、実際に計画をつくって避難訓練も行うと、そこまでやらないとなかなか災害発生時の対応といった部分ができないのかなというふうに思います。

それで例えば、こういったいろんな関係者を巻き込みながら行うといった部分では、地域だけじゃなく、例えばモデル地区を何カ所か設定して、一つ何かそういう先進事例をつくっていくといいですか、そういった方法も必要ではないかなというふうに、全町で対応していきつつも何カ所かモデル地区を地域の中につくりながら、そこで一つの何というか見本といいですか、いい事例をつくりながら、その活動をほかの地域に広げていくというか、それが必要かなというふうに思っています。特に、それこそ支援される側も支援する側も、どっちかと言ったら皆さん高齢者の部分になるかなというふうに思うので、そういう意味でいけば、本当にそういう体制をできるだけ早くつくっていくためには、あそこの地区でこういう取り組みがあったら、うちの地区でもできるのではないのかなと、そういった部分が必要かなというふうに思っておりますが、そういった考えについてはどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 大変いいことだなというふうに思います。なかなかいっぺんにやるというのは大変なところもありますので、そういうモデル地区を設定して、それを一つのケースとして広げていくということはいいことだなと思いますし、そのモデルケースの中で、実際に避難訓練を行うときには、ほかの自主防災組織、あるいはこれからつくろうとしている方たち、担当の方にもぜひ参加をいただいて、その様子を見ていただくということもいいのかなというふうに思っていますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 最後の質問項目になるんですけど、地域の中のリーダーを要請していきたい、防災意識を高めていきたいというようなことで、ここに記載の北海道地域防災マスターの部分で質問させていただいたのですが、ちょっと既にもう津別町で行っているというのは承知していませんでした。

道のホームページで、この登録者の一覧が載っているんですけど、全道で 3,800 人ぐらいが登録をされているということで、道のホームページを見た限りでは津別町は 1 名しか登録になっていなかったということで、受講者イコール登録者でないということだったと思います。

既に 24 人の方が認定されているということでもありますので、であるならば、この方、せっかく受講されて、多分、その後、自分でせっかく受講した経験というかそういった部分を生かさないのかなというふうに思っていますので、何かそういう方たちを連絡会ではないですけど何か組織化して、そして、またその方をもっと研修をするだとか何か継続したフォローアップの研修みたいな形で考えて、その方たちを生かしていくというようなことも必要ではないかなというふうに思います。

次の防災士の資格の部分もそうなんですけど、結構今、毎年のように大きな災害が起きているということで、この防災士の資格を取っている方も多いというふうにも聞いておりますし、自治体によっては防災士の資格を持っている方、先ほど言った北海道が認定しているマスターの方、そういうのを集めて、どこどこ町のマスターというようなことで、町でも新たにそういった登録をしながら、その人たちを育成をしているというか、そんなようなことも聞いております。

そして、その方が地域の中で研修会の講師になっていたりだとか、そういった部分の話も聞いておりますので、ぜひ、そういうせっかく研修を受けた方を地域の中に生かしていく部分を、今後の中で考えていっていただきたいというふうに思っております。

それと、ちょっと質問の部分なんですけど、防災士の研修で人づくり・まちづくり活動支援事業補助金の活用というようなことでありましたけど、これ何かどこかで例えば防災士の資格を取りたいなといったそういう人たちをまとめるといいますか、それが自治会連合会がいいのか町のほうで声をかけてみんなで資格を取りませんかというような形で、この補助金を活用して、多分、札幌市というようなことでもありましたけど、旅費等もかかる部分もありますので、こういう補助金を活用しながら、そういう資格を取るための研修といいますか、そのために呼びかける団体というか、そういうのを例えば町で行うといったことは考えていないのでしょうか。個人個人で勝手

にやりなさいというような感じなのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 防災マスターについては、名前を北海道のホームページ上に上げるか上げないかというのは希望をされる方ということになっておりますので、載せてくださいという方は載っていると、それ以外の方は載っていないという状況です。

防災マスターの活動なんですけれども、道のホームページでは、平時の活動例ということで、こういうマスターの資格を持った方については、地域の防災訓練、地域の防災研修会、自主防災組織、町内の防災活動、これに参加してくださいということ、それから防災情報、災害経験談、それから日ごろの備え等の近隣住民、防災活動組織への話題提供ということで、ほかにもたくさんあるんです。あるいは地図上訓練だとか自主防災組織の結成や参加の呼びかけも、こういうマスターの方たちが積極的に行うということになっておりまして、今24名の方がいるということですので、一つの例えば連絡協議会、ちょうど似ているのがフラワーマスターもそうでした、地元で何とか開催して資格を取らせたいので、道のほうにお願いして地元で研修会を開いていただいて、受講された方が資格を得るということでやりました。その後、連絡協議会みたいなのが町内で組織されていますので、こういう防災マスターについても、そういう組織がつくられて、そして動きやすくしていただくということも、今後、検討する必要があるかなというふうに思います。

それから防災士ですけれども、これも今、札幌で行われるということでもありますけれども、これも過去の例からいけば森林セラピー基地を津別町につくるときに、セラピーガイド、それから、そういう資格を取るのに試験を受けなくちゃいけないんですけど、その講習会だとかっていうのを、確か20人か30人集めれば地元でも開催できるということで手を挙げてやったところ80名以上の方が来られて、これは津別町民だけじゃなくて、津別町で開催されるということで道東のあちこちから資格を取りに受けに来たという方たちがおりました。

同じように、これ津別町だけでというのはなかなか難しいかと思えますけれども、どれぐらいの人が集まれば開催していただけるのか、あるいはもっと北見市だとかそういうところに働きかけて、そこに参加していただくとか、そういうことも考えられる

というふうに思いますので、これは後ほどこういうNPO法人のほうに可能なのかどうなのかということも含めてお話を聞いてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 今、最後のほうで町長が言われました、その防災士の資格は、この近隣のほうで講習が開催されるといった部分では、余計そういった部分では参加しやすい体制になると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

最後になりますけど、津別町は大きな災害が少ない町というふうに言われてきておりますけど、その分なかなか町民の皆さんにとっては防災意識といった部分はなかなか高まっていかないというのが正直なところかなというふうに思います。

ただ、今、地球温暖化の影響もあって、気候変動がますます厳しくなっておりますし、むしろ災害が起きない場所だからこそ災害のリスクが高まっていると、そんなふうに言われている学者の方もいます。

避難が必要な状況になったときに、とりわけみずから避難することが困難な避難行動要支援者の方の安全をどう守っていくのか、そのことは津別町にとっても喫緊の課題だというふうに思っております。

災害が起きたときに、町民の皆さんの命と、その財産を守って被害を最小限にとどめていくという、そういう災害に強い町づくりという部分は、本当に行政がリーダーシップをとって発揮をしていくことが必要でもありますし、日ごろから、そういう地域と共同した取り組みが求められてくるというふうに思っております。

ぜひ、今日聞きました名簿の登録の確認名簿の登載の更新の関係、さらには提供して個別計画の作成、そして避難訓練、そうした日常の訓練を加速されますようお願いをして私の質問を終わらせていただきます。

最後に、コメントが何か町長のほうからありましたらお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最後に山田議員がまとめたとおり、そのとおりでありまして、それに向けまして、まずは名簿の整理をしっかりとさせていただいて、それを関係する

ところにお渡しをして、間違いがないかどうか、そしてあと次のステップに進んでいきましょうということで進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 52 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

次に、8 番、高橋剛君。

○8 番（高橋 剛君） [登壇] それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました件につきまして質問を始めさせていただきたいと思っております。

質問項目は、津別町バイオマスタウン構想の推進についてということでございます。第 207 回国会におきまして、岸田首相が所信表明演説の中で、2050 年カーボンニュートラルに言及をされました。

津別町では、平成 20 年「津別町地球温暖化対策実行計画」を策定しており、目標以上の温室効果ガスの削減を達成しております。

その要因の一つとして、「津別町バイオマスタウン構想」の推進があげられますが、本計画はおおむね 5 年を目途といたしまして、計画の見直しを行うものとされております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

今後の計画の考え方と取り組みの方向性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、津別町バイオマスタウン構想の推進についてお答え申し上げます。

平成 19 年 3 月に策定しました「津別町バイオマスタウン構想」は、町内から排出さ

れる家畜糞尿・生ごみなどを堆肥センターで処理して農地に還元することと、町内合板会社の木質バイオマス発電施設とも連携し、農業資源、林業資源、家庭や事業所から排出される有機資源廃棄物を活用した循環型社会を構築することを目的に作成したものであります。

平成 20 年 6 月に策定した「津別町地球温暖化対策実行計画」につきましては、平成 9 年に開催された地球温暖化防止京都会議において、「京都議定書」が採択され、その後、これを受けた「地球温暖化対策推進に関する法律」が公布され、平成 20 年 7 月には「北海道・洞爺湖サミット」が開催されたことから、これを機に本町において策定したものであります。

この「津別町地球温暖化対策実行計画」は、公共部門の事務事業を対象とする計画であり、5 年を一区切りとして進めているところですが、平成 18 年度を基準年とし、6%の削減目標を設定しています。第 2 期の終了年である平成 29 年度末で、既に 44.7%の大幅な削減を実現しており、今年度は第 3 期が終了する年度となっております。このため、環境に関連する各分野の計画等を有機的に結びつけ、平成 26 年 3 月に策定した「津別町環境基本計画」に関連させながら、さらなる削減を進めるため第 4 期の計画を策定する考えでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8 番、高橋剛君。

○8 番（高橋 剛君） [登壇] 今回、このテーマなんですけれども、私自身 6 月の定例会におきまして木質バイオマスの政策についてということで質問をさせていただきました。

木質バイオマスセンターのことですとか、ペレットなどについて質問を行いましたけれども、今回の質問というのは、それに付随するといえますか、追加をするような質問をさせていただければなと思っております。

これも繰り返すにはなりますけれども、6 月にも申しましたけれども、町長が町が今進めておられる木質バイオマスの政策ですとか、地域内エコシステムですとか、こういった施策に関して私自身強い関心を持っておりますし、この施策を進めることに私は賛成であります。

理由といたしましては、細かいのはいろいろあるんですけれども、大きいところは

大体三つぐらいありまして、一つには、今まで捨ててきたものをエネルギー源として活用すると、このことは、SDGsの取り組みにも合致いたしますし、また、そのことというのは世界的な潮流とも合致すると私は考えております。

支持する二つ目の理由なんですけれども、こちらのほうは第一次産業が主産業であります本町にとって、政策が非常に合致しているのではないかなと考えることでございます。

三つ目の理由といたしましては、これも6月に申しあげましたけれども、この施策というのは、津別町を特徴づける施策なのではないかなと考えております。

このことは、対外的に津別町をアピールする場合、津別町を紹介する場合に非常にポジティブなイメージとして対外的に伝わるはずでございます。ですから、そのような理由として私はこのような施策を町が進めていくことには賛成をしているわけでございます。

そんな中で、各自治体がそれぞれ事情にあわせて、さまざまな取り組みをしております。今、ご答弁でもございましたけれども、津別町は平成20年に津別町地球温暖化対策実行計画を策定しております。もう10年以上前の古い計画なんですけれども、このことは裏を返せば、早くから津別町がそのような取り組みをしてきたということなのではないかなと考えております。

その結果といたしまして、先ほどもございましたが平成18年、こちらのほうを基準年として6%の削減目標ということで、それに対して平成29年度末で44.7%ということで、非常に大幅な削減を実現しております。非常に素晴らしいことだと思っております。

また、この削減を達成できたのは、バイオマスタウン構想が大きな役割を果たしたと思うんですけれども、先ほども言いましたとおり、もとの計画というのが古いということもありますが、今現在、津別町で進められている、例えば津別町モデル地域創生プランですとか、そういうことがまた今、現在走っているわけですから、そういうことが非常に重要になってくるのではないかなと考えております。

また、それを具体化した計画というのも進んでおりますが、バイオマスセンターですとかキノスのボイラー、こちらの進捗状況というのが重要になってくるのではない

かなと私は考えております。

そこで資料のほうも見させていただいたのですけれども、工期ですとか事業の予定ですとか、さまざまなことが書いてあるのですけれども、少し当初の予定よりは計画が金額的には膨らんでいるのかなというのもございます。

このことに関して、現在のこのバイオマスセンターですとかキノスのボイラーにしまして、進捗状況、どこがどのように進んでいるのか等々ございましたら、そのあたりをお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 今のご質問についてお答えいたします。

本年度、木質バイオマスセンター実施設計業務と木材工芸館木質バイオマスボイラー導入事業に対しまして、実施設計業務を発注しております。

そういった中で、今、中間といたしまして産業福祉常任委員会の中でも報告はさせていただいておりますが、概算事業費が出てきておりまして、まずバイオマスセンターにつきましては、5億914万6,000円というような形の概算事業費となっておりますし、木材工芸館、木質バイオマスボイラーの導入事業につきましては、概算事業費で8,904万5,000円というふうな形で事業費が出てきているところでございます。これにつきましては、まだ事業の中間報告というふうな形になっておりますので、今後まだ精度を高めていきたいというふうになってきております。

図面等々につきましても、ある程度、産業福祉常任委員会のほうにはお示しをさせていただいていることをあわせてご報告申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君）〔登壇〕 内容も見させていただければ、これに関しましては、今、課長のほうからお話もございましたけれども、今後、産業福祉常任委員会で話し合われる予定ということでお伺いをいたしておりますので、各委員とよく話し合っていただければなと思っております。

ただ、これに関して私本当に1人、個人の考えを述べさせていただくならば、この事業の主眼というのは、すみません、この事業といいますか以前お話をお伺いした時に、地域内のエコシステムのお話をお伺いした時に、主眼というのは採算をとること

ではなくて、山林の環境ですとか整備、あと美化を図って、そういうのを進めていくということが主眼になっているということでお伺いをいたしております。そのことを考えあわせれば、多少お金がかかったとしても私はやるべきだと思っております。

理由は、先ほど三つ述べましたけれども、その理由とやらない場合、そのことを天秤にかけた場合、私はやるほうがメリットが大きいというか、津別町のためになるんじゃないかなと考えますので、私は進めるべきなのではないかなと感じております。

ただ、今お話をお伺いしましたけれども、やはりお金に関しては、当初の予想よりもかなり多いということでお話をお伺いいたしましたので、やはりこの計画自体を見るとお金がかかり過ぎるのではないかですとか、もう少し規模を縮小したほうがいいのではないかという方が、やはり町民の方の中にもいらっしゃる、出て来られる可能性があるのかなと考えます。

そこで一つ提案をさせていただければと思うのですが、それは町民の方の理解を深める仕方なんですけれども、広報のやり方という言い方をしても構わないかなと思うのですが、現在、町はさまざまな方法で、例えば広報ですとか、あとはホームページですとか、デジタルサイネージですとかさまざまな媒体を使って津別町は情報を流しておられます。ですけれども肌感覚として、やはり1番よいのではないかなと思うのは対面による説明というのが1番やはりよいのではないかなと私は思います。

まず対面ですと、町側の考えですとか伝えたい情報だけではなくて、非常に熱意でしたりですとか、やる気でしたり、そういったものも同時にお伝えすることができるのかなと、そのように感じております。

そして、また受け取る側、説明を受ける側も、その時点でわからないことがあれば質問ができたり、そういったようなメリットがあるのではないかなと思います。

それで、一つの例といたしましては、この木材関係の一つの例といたしましては、先日、開催されました再エネ勉強会というのがございました。私も参加させていただきました。いろいろお話をお伺いしたのですけれども、三十数名の方が参加されていたということで非常に熱気もありましたし、この事業の目的ですとか、あとマルシェ、ウッドロスマルシェ、こちらの説明とかもございました。内容を参加されていた方はよく理解されたのではないかなと思います。参加されていた方は、これは私の肌感覚

ですけれども、非常に前向きな感じを受け取りました。

そういったようなことで、やはり広報を一方的にする媒体よりは、相對してフェイストゥーフェイスでやることというのは非常に重要なのかなと思いました。

そこで一つ質問させていただければと思うんですが、今後、このようにお知らせする方法で、ぜひとも私はこういう住民参加型の説明会等々を開いていただければ、そちらのほうがよいのではないかなと思うんですけれども、今後のお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今後の、また説明会等々の関係でありますけれども、この関係に限らず、できる限りまちづくり懇談会もそうですし、いろんな形で直接対話ができるようにということで、この間進めてきているところです。

今、ご質問の関係でいけば、この部分についてもこの間、34名ほど勉強会に集まっていたいただきましたけれども、これもバイオマスタウン構想の時から何度もやっております。そこにもそれぞれ町民の方が参加されて、その連続の中の一つとしてなって位置づけられております。この部分については、今、予定では森林バイオマス利用推進協議会を2月2日に開催する予定というふうに聞いておりました、報告会については、その月、2月の下旬ないしは3月の頭にまた報告をさせていただくというふうに考えているというふうに協議会から聞いておりますので、そこでまた住民の方に周知をいたしまして、多くの方々に参加していただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） 〔登壇〕 今後もこういうことを積極的に進めていくというお答えだったかと思しますので、これに関してはぜひともよろしくお願いをしたいなと思っております。

次に、このエコシステムですとか、今、お話ししていたエネルギーの循環のシステムですとか、これの未来図というか、先のことについて少しお話しさせていただければなと思います。

私は、先ほどから申していますとおり、この事業を進めることは賛成であります。

今からさらに、先ほどのお話もありましたけれども、ボイラー等々の計画もこれから進んできて、具体的に決まってきたら、そちらのほうをどんどん進めていくという形にはなろうかと思えます。

そこで一つ質問させていただければ、さらに何かやることは考えていらっしゃるのかどうか、ほかの地域、先進事例等が何かあった場合に、それを津別でも取り入れることができるのかなというような事例があった場合に、津別は取り入れていかれるお考えがあるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 具体的にこれ以降というのはまだはっきりはしておりませんが、要は、ご質問は津別町地球温暖化対策実行計画、これは5年ごとに更新されて、そして今度、来年から次の4回目の第4期の計画をこれからつくるところであります。そこからまた5年の中で、さらにCO₂を削減するのにどのような取り組みをするのかということになるかというふうに思いますけれども、答弁でも申し上げましたとおり、この計画自体が町民全体に対する計画ではありませんで、公共施設の維持管理を含めた、そのこのところの計画になっております。

つまり、端的に言えば、役場だとかそういうところでCO₂がどれぐらい排出されているのかということ、それらは計算上、当時出ていますので、それに対してどれぐらい削減されてきたのかって非常にわかりやすくやってきているところです。それは大きく目標値の6%を44%まで落とした最大の原因は、ペレットボイラーの導入です。これを重油、あるいは化石燃料からこれに置き換えたということが最大の要素になっていまして、極端な数字で減少していったというのが事実です。

これを踏まえて、であればこれをさらに公共施設の中で拡充していきたいということが基本にありますので、キノスの部分に次に取りかかっていくという状況になっていますし、さらにペレットからチップという、より安価なものにも挑戦していこうということでもありますし、これから進められていくまちなか再生の中の建設の中でも、できる限りこういう木質バイオマスの活用をぜひお願いをして、そしてさらにCO₂を削減していきたいと考えているところですので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君）　〔登壇〕　最後に私の意見を述べさせていただいて終わりにさせていただこうかなと思っております。

今、町長にご答弁いただきましたけれども、公的な部分で非常に津別は大きな実績、結果を残しておられます。当然、このような取り組みというのは、ほかの自治体もいろいろ考えているなということがございまして、これは例えばなんです、中身を見ると津別町とやっていることは非常に、ボイラーを換えるとかいろいろなそういう中身があるのですけれども、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロ表明自治体というのがございまして、これは今年の11月30日現在なんです、自治体の数でいうと492自治体、40都道府県で295市、14特別区、119町、24村ということで、492の自治体が二酸化炭素を実質ゼロ、これを表明された自治体ということになっておりまして、北海道だけでも札幌ですとかニセコですとか、22の自治体が表明をされております。

もちろん、これに関しては、自治体それぞれのいろいろな事情ですとか中身もありますので一概に津別町も目指したらどうでしょうとはなかなか言えないのですけれども、こういった今、非常にやはり環境はトレンドだと思いますので、取り組んでおられるという自治体がたくさんあります。

ただ先ほどから話しているとおり、津別町は、取り組みも早くて、実数、結果も出しているわけですから、そのことというのは津別の町民に一つの誇りというか、うちの町はこんなことを取り組んでいるというのは町民は非常に前向きな気持ちになると思います。

ですから、冒頭でも申しましたけれども、今、カーボンニュートラルですとかゼロカーボンですとか、非常によく今使われることですが、津別町自体も今の現状に、さらにこういう地域内エコシステムもそうですし、先ほどから申していますとおり、公的な排出量をさらに減らす、このようなことを、ぜひ今よりも一層進めていただいて、津別町の町民の誇りの一つになっていけばいいなと私は考えております。

以上です。最後、何かあれば一言いただければと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　今、国のほうで2050年にCO₂をゼロにすると、そういう形で出ています。それに対する宣言をするオホーツク管内でも確か一つ出ているという

ふうに思いますけれども、今、津別町についても宣言をしようということで考えておりまして、そして今、環境省のほうで2030年までに、それに向けた取り組みを全国で100の自治体といたしますか、そこに目標を定めて先行する地域、それを求めているところでもありますけれども、そこにも応募していきたいなというふうには考えているところです。

これまでも、実はこういう形が国のほうで出ますと、早速ですけれども、この脱炭素先行地域の中で書かれているのが、地方自治体や地元企業、金融機関が中心となりということなんです。環境省を中心に、国にも積極的に支援しながら少なくとも100カ所の脱炭素先行地域で地域特性に応じて脱炭素に向かう先行的な取り組みを実行するというところでありますけれども、この金融機関、もう早速何度も来ています。東京のほうから、あるいは札幌のほうから、津別町のこれまでの取り組みというのもそれなりに調べて、ここの町とは可能性があるんじゃないかと手を挙げるということは、それなりに下地が必要ですので、さあこれから始めようというのではなくて、既にいろんなことを取り組んでいるということで、そこのところを調べられたんだというふうに思いますけれども、どのような形で連携できるかっていうのがまだわかりませんが、今WEBで会議をしたりとか、東京のほうとも会議をしたりとか、実際に来てくれたりとかというのはありますけれども、これに向けて一緒にやれるところはしていきたいなというふうに考えているところです。

ただ、この取り組みの中で、やはり町村長の中では、やはり疑問をもつところもあります。それはなぜかと言いますと、その先行地域100ということになると、そもそも環境省の言うことといたしますか、脱炭素ということでCO₂を削減していこうという取り組みは、先に走る人を応援するよというやり方が果たしていいのだろうかという疑問も町村長の中にあります。むしろ津別町はこれだけだとか、お隣の町はこれだけだとか、東京はこれだけだとか、それぞれが削減の目標をもって、それに向かって全自治体が一緒に行動していくというふうなことが本来ではないのだろうかという、そうしなければ、これだけ日本の人口は減っていますが、世界の人口はどんどん増える中で、牛も含めてCO₂排出量が多くなっていると、そういうことがよく言われていますけれども、日本全体で取り組まないと、先行地域だけで取り組むということで

は事足りないのではないかと、先行するという事になれば、請負い手っ取り早し太陽光に頼らざるを得なくなって、そういう危惧というのもこの間いろいろ議論されていて、そういう状況も承知は私自身もしておりますけれども、津別としては、これまでやってきた実績等々がありますので、これをベースにして、今後もこの脱炭素の取り組み、そしてそれに協力していただける機関だとか、それから助成金だとか、そういうものは有効に使わせていただきたいなと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 次に、7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま、議長に発言のお許しをいただきましたので、先の通告にしたがいまして一般質問を行います。

移住定住対策についてお聞きしたいと思います。

津別町では現在移住対策として、さまざまな取り組みを行っておりますが、次の点についてお聞きしたいと思います。

1点目、移住定住相談会への参加について、津別町では道外の大都市で行われる移住相談会に参加してきていますが、参加者に対してどのような形でアプローチをしているのかお聞きしたいと思います。

2点目、津別町へ転入してくる方への助成についてであります。

津別町へ転入してくる方に対して、家を借りる際の家賃に対し住宅手当等で補填される額を除いて3年から5年間程度の半額助成を考えているかどうかお聞きしたいと思います。

3点目、津別町新ふるさと定住促進条例の見直しについてであります。

現在の津別町新ふるさと定住促進条例は、令和4年3月までの時限条例となっております。私は継続すべき条例だと考えていますが、見直しも必要と思っています。現行の条例においては、家を新築する際の必須要件が満たされた場合奨励金60万円となっており、加算要件に該当する場合、さらに上乘せされる形で最高で220万円が支給されるようになっています。

しかし、加算要件が該当しない場合は魅力的な額とは言えないと思います。近年、建築資材の値上がりや人件費の高騰により家の建設費も上がっています。

そこで、必須要件を増額し全体の金額を上げ、条例自体の魅力アップを図ってはど

うでしょうか。

以上の質問に対してよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、移住定住対策についてお答えを申し上げたいと思います。

はじめに、移住定住相談会への参加についてですが、令和元年に東京と大阪でそれぞれ開催された移住相談会に、本町の移住・定住サポートデスクの窓口である津別町まちづくり株式会社とともに参加しております。令和2年度、令和3年度については、コロナ禍により参加してはおりません。

相談会の実施内容は、出展市町村等にブースが設けられまして、津別町は唯一、町のPR動画「いらっしやい津別」を放映し呼び込みを行いました。また、相談者に対しては、移住ウェブサイト「チャレンジツベツ」を使い、津別町へのアクセス情報、施設や暮らしの生活情報、求人や企業一覧などの仕事情報、空き家バンク制度、各種支援制度などきめ細かく説明を行い、東京・大阪をあわせて28組33名の相談に対応したところであります。その後、農業、林業に興味を持つ2組が来町されたことから、農家やJA、林業現場を案内しましたが、残念ながらこの2組の移住はかないませんでした。

次に、津別町に転入してくる方への助成についてですが、本町も移住定住の一環として支援制度を用意しており、職種は限定していますが、町外からの転入して介護保険施設や林業事業体に就職された方には、住宅準備金として1カ月分の家賃、敷金、礼金、引っ越し費用の助成を行っているところです。

移住者に対する支援制度も多く設けておりますが、そもそも移住者の定義がはっきりしていません。そうした中、他市町村の例を参考に独自色を組み入れながら、起業、中古住宅購入、住宅改修工事など支援を手厚くし、空き家の活用にもつなげて長期的に津別に住み続けていただく後押しを行っているところです。また、町に魅力を持たせ、移住者の候補地として選ばれるよう、まちなか再生計画を進め、町の活性化を図り、魅力ある町になるよう取り組みを進めているところです。

ご提案の家賃助成は幾つかの自治体でも取り組まれています、本町の支援制度も決して引けを取るものではありません。今後、転入転出時のアンケートの内容、移住相談会での相談内容、これまでに移住された方の意見なども参考に、財源の議論も含めて改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、津別町新ふるさと定住促進条例の見直しについてですが、津別町新ふるさと定住促進条例は、令和4年3月で時限を迎えます。本来ですと、今議会に改正案を上程すべきところではありますが、機を逸してしまい大変心苦しく思っているところがあります。この条例は、移住定住対策の一つとして欠かせないものであり、これまで見直し時期のたびに所管の委員会で協議を行ってきたところです。

今般の見直しにあたっては、現在、担当課において検討を進めておりますが、その内容は3月定例会前の所管の委員会において協議させていただき、条例改正案を提出させていただく予定としています。

なお、現段階におきましては、今後の財政状況にもかんがみまして、上限である220万円は変えずに、実態にあった加算要件の見直しを行いたいと考えているところがありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 私も移住定住に関しまして、今までさまざまな提言を行ってきたつもりです。例えば、ホームページの空き家バンクの活用の仕方が悪いと、私が当時指摘をしたときは、空き家バンクの中身は2軒でした。もっとこういうものを活用してはどうかとか、それから、今回テーマにしております移住相談会についても、私のほうで北海道移住定住促進協議会に対して払っている会費のところ、やるのであれば、もっと相談会のようなものに積極的に参加してはというようなことを申し上げたことがあります。そうしたことが今、反映されているのかなというふうにも、私なりに喜んでいるところでもあります。

移住定住相談会につきましては、3年前に津別町の新事業として行うようになり、東京と大阪、各1回、その後2年間コロナのせいで、もとの相談会が中止になったということで参加しておりません。当然、これが復活すれば、また参加していくようになるというふうと考えております。

今回、私のほうから提言させていただきたいのは、そこで移住定住の相談会に出た際に、いかにしてそこから津別へ訪れていただけるか、要するにお試し暮らしじゃなくてもいいんですけれども、移住ツアーのようなものに参加していただけるか、引きずり込み方というか、それと1回来ていただいた方にリピーターになっていただく、その辺について少し提言したいなというふうに思っております。

まず移住定住の津別町の相談会のブースに来ていただいた方に対して、動画ですとかパンフレットで説明をして、そして津別へ勧誘しているようであります。私は、ブースに来てくれた方というのは、移住に対して本気度が高い、そして、その中で津別町に関心を持ってきているということで、お試し暮らしに来ていただける可能性が高い方だというふうに考えております。であれば、この方たちに特典を用意する、いわゆるよく雑誌等に載っているクーポンのような、例えばお試し暮らしクーポン券を全員に渡す、そうすることによって、単に電話でお試し暮らしを頼んでくる人で、観光気分の方ももちろん中には過去にはいたのですけれども、そういう人じゃなくて、本当に移住定住を真剣に考えている方に対して優遇制度を働かすことができるのではないかなというふうに思います。

滞在費ですとか、それからLCC、peach就航のおかげで交通費も安くなりました。非常に来やすい状態になると思うんですけれども、その滞在費、交通費に対する少し助成を考えてはどうかなというふうに思います。

それから二つ目ですけど、お試し暮らしに来た方に対して、先に移住している方との交流の場、サロンのようなものを津別へ来た方のツアーの中に組み込んでいく、そうしたことは考えてもいいのではないかなと。それから、そうした方をリサーチして、やはり津別町のような所を選んで、例えば季節によりますけどきのこ狩りのツアーですとか、山菜とりのツアーメニューですとか、溪流釣りのツアーメニューですとか、そうしたことの体験メニューを少し盛り込んであげるような、そういうような考え方で1回リニューアルというか、移住相談会に対する戦略を考えてみてはどうかなというふうに思いますので、私の考えに対して何かあればお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ありがとうございます。クーポンだとかを使うのも一つかな

と思います。あと、最後に篠原議員さんの関係人口のこととも若干関連してくるんですけども、ご承知のとおり津別で働いていた方が定年退職になって、そして本州のほうに、家族といいますか娘さんや息子さんたちのほうへ戻られていくというケースもあって、ですけども津別が好きで毎年こちらに来て畑仕事をして、そしてまた帰って行くという方もおられます。これは、むしろ関係人口というよりももっと深いつながりのある方で、そこに何らの得点もないとか恩恵もないというのは、ちょっとこれは違うんじゃないかなという思いもありまして、町民と同様の特典が与えられるようなことがあっていいかなということで、今、検討を進めているところでありますけれども、移住を希望される方、それに対して、また別の形でというのはまだ検討させていただきますけれども、来たときの、これまで10人ほどの方が津別に来られて移住体験ツアーに入っているというふうに聞いています。これは、まちづくり会社のほうで対応しているところでありますけれども、その人の希望にあったオリジナルのものをつくり上げて、体験をさせたり、いろんな所に連れて行ったりしているというふうに聞いておりますので、それをさらに充実してもらうような形になっていけばなというふうには思ったりしているところです。

そのようなことで、できることはアイデアを考えながら、それから今、実際に行っていることをもう少しこういうふうに改良したほうがよりいいかなという部分は、現場で対応している方との意見交換もしながら、改善していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕私も直接担当している現場の都丸さんとお話いたしました。今年度は10組ぐらいの移住ツアーを、それぞれ来た方に対して全くオリジナルのものをやっているということはお聞きしました。それは大変いいことだと思います。先輩移住者とも話をする機会もあったというふうに聞いております。ただ、やっぱりアピールのし方が下手だと思うんです。それは来た人にしてあげるんじゃないくて、来てもらえるように、うちはこんなことをやっているんだっていうのをやっぱりPRしていかなくちゃだめだと思うんです。ですから、移住ツアーのメニューをつかって、チェックシート方式で、うちの町のお試し暮らしに来てくれたら、こういうことをやりますよ、この中で皆さんの望んでいる部分にチェックをしてくれたら、その

ツアーにしますよと、そういうような形で移住相談会に1枚の紙を持っていけば、私は本気度は違ってくると思います。その紙にゼムクリップでお試し暮らしクーポンがついていたら、私はもっとその可能性が高まるんじゃないかなというふうに考えます。

ぜひ、町のほうもそうした考え、今試作中だということですので、この件に関して考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2番目の質問に移りたいと思います。

津別町に転入してくる方なんですけども、新たに津別町に住み、暮らし始める人たち、そういう人たちは、すぐに住宅は建てないです。中古を買う方の場合は、すぐ買う方もいます。ただ中古住宅に関しては、うちは助成制度を設けております。もちろんなかなかないですけど、すぐ家を建てる人もいるかと思います。ただ、若い夫婦なんかで、いきなりそうした中古住宅を買ったり新築したりするというのはないと思うんです。そうすると、津別に住み、暮らすきっかけが今の1カ月分の引っ越し費用や家賃とはっきり申し上げますけど、ないよりはずっとましだと思って、それはそれで制度としてあるのは評価しますけれども、やはりインパクトがないかなというふうに思っております。

例えば今、北見で2人で暮らし始めるか、津別で2人で暮らし始めるかということ考えたときに、3年間なり5年間のアパートの助成があれば、当然それは選択肢になると思います。

北見に進み暮らしていて、例えば津別に仕事に通う、逆に津別で暮らしていて、買い物や何かのときに北見へ出かける、そう考えたときに、やはりその暮らしている場所の家賃が半額になるというのは、若い人たちにとっては、若い人でもすごく収入をもらっている人もいますけども、そうでない人にとってはやはり魅力的なものではないかなというふうに考えます。

私も、実はいろんな制度を調べたら、全国でそれこそ200ちょっとあったと思います。全部だとももちろん見きれないので北海道に絞ったんですけども、三笠市がもう10年ぐらいやっているようでした。三笠市の場合は、40歳以下3万円上限で、先ほど申し上げました住宅手当等を除いて半額助成をしております。私もちょっとこれ一体幾

らかかるんだと思って心配になったので、ちょっと調べてみました。三笠市の人口は8,000人台だと思いますけど、1年目は非常に少なくて済むのですが、これ5年間やったら5年分かかりますから、5年間フルにこの制度がなったところでは、今年度の予算を申し上げると3,300万円だそうです。ですから、もし津別町でこの制度をやった場合、約1,600万円から1,700万円ぐらいかかるのではないかなというふうに思いますけれども、私、決してもったいない額じゃないなというふうに思うんです。私が若いころとか議員になる前とか、議員になってすぐのころもよく仲間と話してまして、1人津別に来てくれれば交付税で25万円入るよなと、税金を合わせたら30万円ぐらいは津別町の収入になるよな、じゃあ、50万円や100万円、来る人にあげても全然いいとかという話をしていたこともあります。今、議員としてそれなりに年月がついてきて過ごしてきて、そんな単純なものじゃないということはわかっております。当然、その人に対する医療費の助成だとかいろんな税金を使っていけないといけないので、丸々その交付税が入ってきたから津別町のためのお金が増えるとは考えていません。ただ増えることは間違いないのですが、それはなかなか算出が難しいと思います。

そうしたことなく、やはり津別町に住み暮らしてもらえる魅力づくり、そうした意味では、今、町長の答弁にありましたように、津別町でもいろんな独自色を出してやってはいると思うんですけれども、やはり若い人たちに対する津別町で住み、暮らしをするための魅力づくりという意味では、少しここの部分が弱いのかなというふうに思っておりますので、こうした提言をさせていただきました。

考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 正直なところを言うとお金があればやりたいですというところなんですけれども、ほかの所をよく見てみますと、かなりふるさと納税というのが財源にされて、いろんな取り組みをされているなという印象ももっています。

津別の場合は、それほど多くは見込めておりませんが、圧倒的に多いのが、ふるさと納税をするにあたって、こういうものを使ってほしいという内容の中で、子育ての部分が1番多いわけです。そこをやっぱり中心に使っていくのが筋だろうなと

いうふうに思っているところです。

この転入された方がどの範囲で、今、議員がおっしゃられたようなことに対応していくかというのは、また線引きが必要なのかなというふうにも思います。例えば2年だけ来る方がいますよね、そしてまた戻られて行くと、そういう転勤族もそういう中に入れていくのかどうなのかというようなこともありますし、それから移住というところでいけば、お金の問題よりも、むしろ来てはみたけれどもという、そういう不便さとか、それから人がそんなに優しくなかったとか、そういうこともいろいろ情報として入っています。そういうことにもやっぱりお金の面だけではなくて、きちんと津別町自体の町民のなるべく多くの人たちが理解をして、受け入れていくという状況が必要なのかなというふうに思っているところです。

それと、ずっといる人たちもいますので、そこの例えば家賃の補助があり、なしというところも、やはりそこは不満の種にまたなっていますので、その辺も十分検討しなくちゃならないかなというふうに思っています。

何て言うんですか、議員の母校であります明治大学の小田切先生なんですけれども、小田切先生は農学部の教授ですけれども、今、いろんな町村の週報だとか、いろんなところでコラムを毎回書かれている先生ですけれども、そこが移住関連の第一人者というふうな言われ方をしておりますけれども、先生の移住者の定義によりますと、県をまたいで転入してきた人、それと移住相談窓口や空き家バンクなど、いわゆる行政の支援策を利用して転入してきた人、それから住民登録をする際に、これはやっている所とやっていない所がありますけれども、窓口で意識調査をして、そこで移住目的で来ましたというふうな表現をされた方、こういった方たちを先生は移住者というふうに定義づけているんですけれども、ただ、そういう見方もありますけれども、先ほど言ったように、転勤の方とか、そういう単純なケースもいろいろありますので、この移住者と転入者というのは、どういう区別をすべきなんだろうかという、そういうことも結構簡単なようで割と難しい問題もありますので、そういったところも整理も必要ではないのかなと思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） おっしゃるとおり、実は転入した方にどういう縛りをかけて

この対象者を絞り込むかというところは非常に難しいところだと思います。実は、三笠市の担当の職員と話したときに聞いたのが、これ夫婦者とかは5年なんですけど、若者は36カ月、3年なんです。そうすると、若い方の中には3年間居て、今度隣の町へ移っていくと、隣の町に行ってまたしばらく過ごすという形で、3年間だけうまく利用しようという方もいると、そういう人に対して本当に助成をしていくことに値があったのかなという疑念は担当者としては湧くというようなお話をされていました。

私どもが1番で始めることであれば悩みはたくさん出ると思うんですけども、やはり先行事例がありますので、ぜひ先行事例等も調べていただきまして、こうしたもの、どうやったら津別スタイルができるのかということをご検討していただきたいと思っています。

今日、私がここでこういう話をしなくても、当然、情報としては担当の方はつかんでいらっしゃるんでしょうけれども、今日、私がこうしたことを提言したことで、果たして津別町にそれがマッチングするのか、津別町として必要な施策なのかということ、また改めて考える機会になれば私としてはうれしいかなというふうに思っております。

町長から一言で言ってお金がないというお話をされました。お金のことに関しては、この質問を次の3番目の質問を終えた後に一括でお話ししたいと思っておりますので、3番目の質問のほうに入らせていただきたいと思っております。

津別町新ふるさと促進条例の見直しについてであります。お答えの内容をはっきり申し上げますと否定されたというふうに思っております。それはそれで理由がお金がないということ、それから今、二つ目の質問の中で町長がおっしゃった、先に住んで、今、普通に住み暮らしている人たちとの差といいますか、それをあまり広げたくないというのは私も実はこうした提案をするときに1番胸が痛むのは、今、普通に住み暮らしている人たち、その人たちには何もないのに、新たに来る人にばかりそんなにお金を出すのっていうところを、やっぱり一般の住民は面白くなく思うという部分は当然あるというふうに考えています。

でも、私は逆にこう考えています。新たに来る人たちにお金を出すというのは、今、暮らしている人たちを大事にしているからだ、今、暮らしている人たちが、やはり

一定規模の人口を保たないと、不便なことがいっぱい出てくる、だから、今、暮らしている人たちを守るために新たに来る人たちにお金を出していくんだ、常にそう考えて新しい制度にお金を出すときは、私はそういう観点でものを考えて賛成の手を挙げたりしております。

今回、220万円の中でということで、加算要件のほうをやりくりしてというふうになっておりますけど、現在の津別町の加算要件は非常に町の特徴を出したもので、金額をちょっと減らしたり増やしたりすることができても、この要件自体を外すというのはかなり私も今回の質問をする中で悩んだのですけども難しいのかなと思いました。じゃあ、よその町はどうなんだと調べてみました。そうすると、北海道の中に本当に日本最高水準の住宅建設の応援をしている町がありました。沼田町であります。沼田町は、最高額570万円です。570万円なんですけれども、実は、これはまだ増えます。というのは、これプラス子ども1人につき50万円出すと言ってるんです。ですから、子どもが2人ぐらいいたら簡単に言うと670万円です。ただし、これは津別町で助成している解体費用50万円が含まれていますから、ここからマイナス50万円かなと、津別の場合は別に解体費用は50万円別な制度で見えていますから、そういうふうに思っております。

それ以外にも歌志内市でも500万円という形で奨励金を出しております。基本という形では歌志内のほうが多いです。歌志内は基本200万円で、沼田町のほうはちょっと年齢でスライドするのですけど170万円から180万円ということで。うちの必須要件にあたる金額なんですけど、やはり、これは近隣の町村でも60万円という所がないので、もう少し必須要件の金額を上げてあげる、必須要件以外にも加算要件にほとんど該当するだろうというふうに言われるかもしれませんが、津別町の事例を考えると、大体、1番多く見られるのが170万円から180万円ということで、もちろんそれ以下の方も満額の方もたまにはいるというお話でしたけれども、実質それぐらいの金額ですので、やはりここは魅力アップのために、500万円と私も言いたいところなんですけども、なかなかその金額にまで今のやつをアップさせるということは、また今までこの制度を利用した方との差別間も出ますので、段階的アップで最終目標をそのぐらいにしていくような考えでもいいのかもしいかなというふうに思っております。

す。

今の若い人たちが、津別町で暮らしていく中で、例えば津別町でアパート暮らしを始めていく、最終的に津別町に確定的に住んでもらえるのは、やはり僕は家を建てるということだと思えます。ですから家を早く建てていただくことがいいと思えますけれども、なかなか若い方には頭金というものが用意できません。頭金が用意できないとローンの金額が高くなって、月額返済が高くなりますので、その頭金に相当するという意味では、この 500 万円というのは大変魅力なのではないかなというふうに考えて、今日そういう数字を皆さんにちょっとお示しました。

何かあったらお答えいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 沼田町さんも随分頑張っているなという印象を受けますけれども、町のほうは上限 220 万円ということで、これまでも 3 年、3 年の見直しの中で改良を加えてきたところですよ。金額も少しずつ上がって来たりしています。津別町も、この新築するときの現在でいえば、特徴というのはできるだけ地元にお金を落としていただきたいということで、町内業者を使うということでこれまでも少しずつ金額も上げてきていますし、それから町内で生産された木を使うと、あるいは、それにさらに森林認証を受けていけばさらにアップしますというようなことで、この三つがやはり町にできる限りお金を落としてもらう、そういう取り組みをしている企業も支援をしていこうということになっています。

あと、子どもがかつては 1 人につき幾らというのもあったのですが、今、子どもに対して 30 万円ということで、30 万円だけですけれどもそういう形になっています。

ずっとこの 3 年間の支出状況をながめていくと、上限が 220 万円なんですけれども、90 万円という人がそれなりにいるんです。これは何かというと、やはり子どもがいるということと、基本金額が 60 万円、議員がおっしゃっていたとおり、それはどんな形でもあたるのですが、プラスする加算要件のところではまるのが、やはり町内ではない業者を使ったりとか、認証材とかそういうものは関係なくというようなことで、基本の 60 万円と子どもがいるので 30 万円、この 90 万円というのが意外にいる

んです。あとはそれぞれ皆さん自由なものの方考え方で建てられているというふうに思います。

220万円に全部該当する人というのは、この3年間では誰もいないんです。200万円というのはあるんですけども、これはその20万円はどこで該当していないかというのと、転入された方が建てると20万円プラスになるので、そうではない地元にいる人が建てられているということですので、この制度そのものが転入されてくる方ばかりではなくて、町で、ここに住んでいて、そして家を建てて生涯ここで住みたいなというふうな方たちに対する応援という要素が強くなっておりますので、そうして見ていくと、むしろまだ決めたわけではないんですけども、転入のところをやめて、基本金額のところにもそれをもっていくことによって、より皆さんが得る額が大きくなるということも一つの方法なのではないかなということ、今、検討を進めているところで

それと、一ころから見ると、非常に住宅を建てるという傾向がやっぱり薄くなってきています。かつては20軒、30軒と毎年建っていたんですけども、やっぱり2軒だったり5軒だったりというような状況になっています。人口も減っていつているのは当然関連していますし、一つはやはりあまり家を持たなくなってきたというか、将来の処分を考えると非常に大きなものを背負い込んでいくような格好で、それは子どもや孫に押しつけるのもどうなのかなというのもたびたび聞いたりもします。そういうことも含めて、トータルでやはりいろいろ考えていかなくちやいけないのかなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時 20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 2点目、3点目については、やはりお金がという

言葉がネックになっているのかなというふうに感じております。

ただ、今ちょうど複合商業施設の問題で津別町の財政状況の説明を受けることが多いのですが、今、津別町の財政状況は管内でも優秀で優良な財政運営をしているというふうに私はとらえております。決してお金に困っているという状況ではないと思います。もちろんこれから大型事業を抱えていて、本当にお金を大事に使わなきゃいけないという町長の姿勢はそれで尊重します。15年前でしたか、町長が初めて町長になられて、その時、ちょうど自立の時だったので、これからは全てを選択していくわけにはいかないと。やはり政策として取捨選択が必要になると、限られた財源の中でそうしたことを考えていかなきゃいけないというようなお話をされたのが非常に記憶に残っております。

津別町は、先ほどの速報値にもありましたけど2年連続国調で流出率 11.3%、それから今回数字に直しますと 12.7%、2回連続管内で最高の人口の流出率となっております。やはり人口減ということは、やはり人口をとどめる施策、それから人を呼んでくる施策、そうしたものが取り上げられるべき重点政策ではないかなというふうに思っております。

子育て支援も重点政策だと思います。しかし子育てをするための、その子どものいる世帯を津別町に多くつくるのがやはり大事なのではないかなというふうに思っております。

先ほど町長のお話にも、家を建てる軒数が減ってきたと、これもやはり津別町は、全体の中で人口の上のほうが大きいという、高齢者が多いといういびつな形というか逆さとっくりのような形になっているので、非常に子どもが少ないということでもあります。私は子育て支援の提言をしたときにお話し申し上げましたが、津別町は全人口に対して、小中学生の率が 5.7%、それに対して近隣町村や類似町村は平均 7%あると、津別町はそういった町村に比べて 18%から 20%小中学生の率が低いと、であればお金を突っ込むところは決まっていると、やはり子育て支援に重点的にお金を突っ込んでいくべきではないかとその時申し上げました。そして、その子育て支援をするためには子どもがいなくてはなりません。子どもを産み、育てるような若者の世帯を定住促進させていくのは、やはり町として私は急務だというふうに考えております。

津別町で 2014 年には住生活基本計画の見直しについて町長に質問したときに、津別町の平成 17 年の国調で 6,222 人に対し、町外から津別に働きに来ている方が 586 人、平成 22 年の国調で 5,646 人に対し 610 人、これだけ津別町へ働きに来て、要するに津別に住まないで津別で働いている方がいると、これ町長の答弁の中から拾いました。その後、2015 年の部分は私が調べてみました。ちょっと町長の数字の出し方がわからないので、津別町で中間の流入人口 668 人であります。これは多分、これから学生の通学を引けば従業者の数が出てくるのかと思いますので、640 人前後が 2015 年の段階で町外から津別に働きに来ている方であります。この時も話題になりましたけれども、このときは、そうした方は住宅がないから住まないんだということで、もう少し特公賃をつくったらどうですかというお話しをしたのですけれども、今回、やはりこうして人口がこれだけ減っていつているにも関わらず町外から津別町に働きにくる方がどんどん増えているということを考えると、やはり津別に住んでもらう条件のグレードアップが必要ではないかなというふうに考えます。

先ほどの数字の裏づけといたしまして、私は平成 29 年から令和 3 年 3 月までの津別町の出生死亡、転入転出についても調べました。いわゆる自然減と社会減であります。一応数字を申し上げますと、死亡から出生を引いたものが平成 29 年からマイナス 86、マイナス 46、マイナス 59、マイナス 62、マイナス 62、これが死亡から出生を引いた数で、平均で 63 になります。それから転出から転入を引いた数が、平成 29 年からマイナス 72、マイナス 69、マイナス 53、マイナス 60、マイナス 50 ということで、平均が 60.8 であります。自然減に対して社会減が同等近くあるということは、やはり社会減が非常に多いと、昔 18 歳で 100 人も離町するような時代と違いまして、現在も津別町から 18 歳の離町が 20 人をはるかに切っているわけですから、そうした意味では、この社会減の数字はかなり同等近くまであるというのが多いのではないかと、それはやはり津別町から離れていく理由を分析、アンケート調査等でもやってらっしゃいますけれども、やっぱり代わりに入って来てもらえる人が少ないのではないかなというのが私なりの分析結果であります。

現在、津別町に通っている人が 640 人もいるのであれば、ぜひこの近隣から津別町に住みかえをしてもらえるように、もう少し施策をグレードアップする必要もあるの

かなと思ひまして、今日こうした提案をさせていただきました。

今後、今日の議論の中で町長の心を揺さぶるものがあつたのであれば、ぜひ検討課題としていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 多分これはお金の問題だけじゃないと思うんです。仮に 100 万円アップしたとしても、それじゃあどんどん増えてくるかというところとそういう状況でもないというふうには認識しております。

通勤者がやはり増えつつあるというのも承知してございまして、つまりお隣の町や市から、そんなに苦勞なく通勤ができるというそういう距離感があるものですから、そしておかれてある社会的なインフラもやはり比較していくと、なかなか隣の市のようにそこまで準備をするということはかなり難しい状況になっていると思ひます。やはり教育だとか医療だとか、あるいは買物環境だとか、そういったものがそれなりに整っていないければ、なかなか転入を決断するということには、今ちょっと 30 分も、あるいは 15、16 分も行けば自分の職場に行けるというような状況であれば、やはりなかなか選りづらいのではないかなという認識をしております。そういうこともあつて何とかできる範囲の中で、まちなか再生を含めて町にやっぱり賑わいや魅力をもっていくと、こちらは豊かな自然があると、それをプラス要素として、そしてそこそこの社会インフラも整っていますよということで選りをしてもらえるように、今、考えとしては進んでいるところです。そこに力点を置いていきたいなというふうには思ひます。お金でなかなか勝負してもこれは勝てないだろうなというふうには考えてございまして、課題としては持ちつつも、最初に手をつけていくところというのがまだあるというふうには思ひますので対応していきたいなというふうには思ひているところです。

議員がいろいろお調べになつて、私も平成元年からずっと出生数だとか、いわゆる社会減だとか、それから自然減の比較だとかを見ているけれども、平成元年からずっといけば転入と出生を足した分というのは 7,700 人ほどになっています。逆に転出して亡くなられた方を足すと 1 万 2,000 人ぐらいになっているということですから、4,000 人ぐらいの方が平成元年から令和 2 年までの間の中で減つていっているということです。転出にもいろんな事情があるかと思ひます。その理由等もいろいろ窓口で

書いてくれている方もたくさんおりますので、その理由については承知しているつもりでありますので、そこに有効な何か打つ手というのをともどもに考えてまいりたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 もちろんお金ばかりじゃないということは、よく存じております。先日も議会報告会で私、町民の皆さんに答える形でお話ししたんですけれども、実は津別町の年齢別人口で20歳から34歳まで、この間に津別町には311人の男の方がいらっしゃいます、女性の方は213人、約100人男が多いんです。ということは、町内同士でもし200人くっついても100人の男の方は、もしお嫁さんをもろうとしたら町外からもらうんです。もしそれが近隣の町村であれば、例えば北見で働いている女の子と津別町の木工場で働いている男の方が結婚しようとする、当然、すみかは北見か津別になります。そうすると津別に居を置いて奥さんを北見に通わせるより、俺が北見に住んで俺が津別に通ってきたほうがという優しい男性が多いと思いますので、それが北見に住むきっかけづくりになるんです、結婚というのは。このときに、やはり北見と津別を2人は将来を考え真剣に考えると思うんです。そのときに、やはり津別に、先ほど町長申されたとおり、津別から北見や美幌は近いですから若い人たちにとってはそんなに苦ではない生活圏なわけです。そうすると住んで非常に有利な家賃の補助制度だとか、子育て支援制度がある津別町のほうが住みやすいのではないかという決断をしてもらえるような状況に私はもっていききたいなというふうに考えています。今、現実にはこれだけの人がこれから結婚したり、それから住居を構えたりするのであれば、やはり男の人が出ていく理由をつくってしまうのは非常に行政施策としてまずいかなというふうに考えておりますので、ぜひこの件も検討していただきたいと思います。

それから、先ほどちょっとお金の話ということでまとめてするということで、実はよその町の議員と話してみました。うちの移住サポートデスクというか移住定住の業務に携わっている方は大変仕事ができるし、仕事の量もやっているし優秀だと思います、現在。今、そうした人たちがいるというのは、一つの移住定住対策についての武器だというふうに考えております。でも、そういったことに携わる人たちに私たちは

ウエポン、兵器を与えるべきだと思っているんです。これから移住定住の取り合いの戦争になるわけですから、その戦争で勝てるような武器を持たせて、ぜひ移住相談会やいろいろな移住者の選択の中に対する戦争に戦いに入ってほしいと、であれば、やはり私どもはそれなりの条件を用意してやる必要があるのかなど。せっかくそういう優秀な人材がいるときに、他町村よりも多くの成果を上げられるような後ろ支えが必要なのではないかと思っていますので、ぜひそうした制度のグレードアップについても今一度考えていただきたいと思いますので、町長のほうからお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ありがとうございます。

役場の例えば職員を見ても、73%が町外から来ている職員です。ほとんどがこちらに住んでいますけれども、特別な事情がない限りは町外には住んでおりませんが、それぐらいもう津別の方ではなくなっているという状況です。ほかの職場を見てもかなりそういう状況になってきています。言ってみれば、転入された方、移住された方というような見方もできるかというふうに思いますけれども、そういう実情の中で、そして職員も少しずつ家を建てはじめていくというのもまた現実ですので、そういうところもぜひ見ていただければなというふうに思います。

津別の空き家バンクの担当というのは、まちづくり会社でやっておりますけれども、ホームページを見られたらわかりますとおり、本当に素晴らしくなっています。むしろ町のホームページよりも見やすく、そしてアピール感も非常に強いものになっていますし、対応する人もしっかりしています。ただその中で、実際に来られたときに、よく移住者の方に時々津別ではないですけども感想として出るのは、先ほども申しましたとおり来てはみたけれどもということで、何か来なければよかったのかなというように思われる方もやはりいるというふうに聞いています。そこには例えば移住相談会で立派なパンフレットや立派なものがいっぱい用意されているのと、行ってみての実際の生活とのギャップというのですか、そのところはやはりしっかり埋めていかないといけないのかなというふうに考えてもいるところなんです。そういうことも頭に入れながら、ひところ2020年のオリンピックでは「おもてなし」なんてい

う言葉が一時期流行りましたけれども、そこまでいかなくても、何か来てみて、そしてパンフレットだとかいろんな人のお話も聞いて、視察も来て、そして住んでみたけれどもやっぱりいい町だよねというふうに言われるような、そういう取り組みも必要ではないのかなと考えているということで答弁させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕最後にちょっと言い忘れたことだけ申し上げて終わりたいと思います。

今、町長がおっしゃったとおり、実は移住定住の仕事に関しては津別町のホームページにもチャレンジツベツですとかワークINツベツだとか載っていますけれども、実は津別町のホームページよりも素晴らしいできで、それを見たら本当に津別町にすごく魅力を感じるような形になっているかと思っています。本当にそういう意味では私は仕事は優秀だなと思って評価しているのですが、そうしたきっかけづくりをうまくやっていく中で、津別に来てもらってお試し暮らしをして帰って、リピーター、多分津別に来ている方の9割以上は津別に住む前に2回来ているという形が多いんです、お試し暮らしで。ですから2回目来ていただけるように、来るきっかけ、それから来てから、先ほど町長が言われた後悔しないように2回目来ていただいて、本当にそうなのかということを確認していただくような、そういう制度というか、そういう仕掛けづくりを今後していただくように要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（鹿中順一君） 次に、3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）〔登壇〕ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

一つ目の質問、まちづくり会社についてであります。

北海道つべつまちづくり株式会社は、町と町民からの出資金を資本として、2019年3月に設立されました。

町の未来を町民とともにつくっていく会社であると期待されておりましたが、統括マネージャーの退任から人事が定まらず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

事業もありまして、まちづくり会社本来の役割を果たせていないと感じます。

そこで、まちづくり会社の現状、課題、今後の展望について伺います。

一つ目は、ふるさと納税事業についてです。本年度の予算は1億円でありましたが、予算に対しての現在での実績、年度末までの予測について伺います。

二つ目は、移住促進事業について、現状について伺いたいと思います。

三つ目に飲食事業について、現在休業中のレストハウス、チーズ工房、今後の展望について伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、まちづくり会社についてお答え申し上げます。

はじめに、ふるさと納税の現時点の実績と年度末までの予測についてでありますけれども、令和3年11月末現在、3,473万1,000円でありまして、前年同期比11.1%減となっております。減少の要因は、天候不順によるアスパラ・玉ネギなどの不作や生産農家の都合などにより、出荷数に制限を受けたことがあげられます。

この状況を好転させるため、行政もまちづくり会社と連携し、返礼品事業者への訪問、新規返礼品の開発、高大連携事業により提案のあった町外への転出手続きの際でのPR、ふるさと納税の仲介サイトを増やすなど、増額に向けた取り組みを行ってきたところです。

本年度の町の予算は、前年度実績の8,600万円を目安に、ふるさと納税の仲介サイトを2サイト増やすなど、1億円を目標にしたところですが、返礼品の中核である農産物に天候等の影響を受けたことから、目標達成はかなり厳しい状況になっております。しかしながら、本年度の残る約1カ月の期間において、まちづくり会社とともに目標に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、移住促進事業の現状についてですが、まちづくり会社では移住促進事業として、空き家の状況と利活用を情報発信する「空き家バンク」、求人情報を発信する「ワークINツベツ」、津別町の生活情報や各種支援制度などを発信する「チャレンジツベツ」により移住に関するPRを行っています。

また、ワンストップ相談窓口として「移住・定住サポートデスク」を設置し、移住を考えている人に情報の収集から相談までをワンストップで行う体制がつくられています。サポートデスクでの対応件数は、令和2年度が延べ570件（実数137件）、令和3年度が11月末現在で延べ527件（実数で136件）で、町外からの移住・起業の問い合わせは40件となっております。

また、佐藤議員のご質問にもお答えしましたとおり、来町して津別町を知りたいという方には、希望内容に応じたオリジナルの移住体験ツアーを随時行っており、令和3年度は10名が参加しております。

次に、チーズ工房の今後の展開についてですが、工房の再開に向けて地域おこし協力隊員を募集し、内定を出したところですが家庭の事情により辞退されましたので、現在、再募集を行っているところです。

レストラン部門は、料理人が見つからないのが実情であり、行政としましても料理人の確保と営業形態などについて、まちづくり会社と協議を行っていますが、具体化には至っておりません。まちづくり会社は、レストハウスの整備にあたり、地産地消の推進や特産品の販売、周辺施設との連携などを目指すため、多くの費用を投じてきたことを十分承知しており、営業再開に向けての努力を続けているところであります。

ご承知のとおり、まちづくり会社は、包括マネージャーの相次ぐ退任に加え、ベテラン職員の退職もあったことから体制づくりを進めているところです。

現在、地域おこし協力隊を含めた新たな社員による運営が、ゆっくりではありますが進んでいますので、状況を見守りつつも行政との情報交換、意見交換を行いながら、多くの方が訪れていただけるよう進めていく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 今、ふるさと納税の部分についてお答えいただきました。

今年度の実績が3,400万円程度、前年度に比べまして約1割減となっているところでございます。昨年の実績が約8,500万円ですので、このまま同じぐらい伸びてくれたとしても、やはり目標の1億円には少し足りないというお答えでございました。ま

た、その原因も農産物の生産不良ということでありましたので、これはないものは仕方ないのかなというところでございます。

また、ふるさと納税ですと、どうしても北海道は海産物というのが非常に有名なところになるかもしれませんが、我が町では海がありませんので海産物もやはりふるさと納税には似つかわしくないのかなと思うところでございます。

その中で、やはりふるさと納税の中で、人気を博しているものが肉牛というところにあるのではないかと思います。肉牛の需要は高いと思われましても、供給のほうはどのようになっているのか、肉牛を今後さらにふるさと納税で押していく考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいまご質問のありました肉牛です。肉牛についてはJAつべつさんのほうにお願いしまして、そちらのほうから供給というか、手配していただくことになってございますけれども、やはり肥育期間等がございますので、あまり量というのは町のほうで把握はしていないのですけれども、可能な限りJAさんのほうで対応いただいているというのが現状でございます。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] やはり急にはできないものでありますから、それもいたし方ないのかと思いますけれども、私が少し聞いた話では、出荷から加工までの間に非常にタイムラグがあり、その辺りで少し調整のほうに難が出ているというのも聞いておりました。その辺りについて、町から加工業者と申しますか、そういったところに働きかけをかけるという考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 加工段階の部分でいろいろあるということですが、実際、町から直接その加工業者にお声がけをしたということはないのですが、まちづくり会社からその辺スムーズにいくようにまちづくり会社に行って、まちづくり会社からその加工業者と申す相談をしているケースはございます。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] やはりないものは仕方ありませんので、あるもの

の中で戦っていくしかないのかなというところでございます。

また今後に向けてなんですけども、やはりふるさと納税は非常にいろんな各自治体が競っているところでございます。その中で、やはり目立たなければいけないというところ、その中で一つ提案なんですけれども、いろいろな目立つような名称というのが今後必要になってくるのではないかと思います。一つの例で言いますと、ふるさと納税ではないのですけれども、いもといいますのは、私は新ジャガが1番おいしいというイメージがございました。その中で「よくねたいも」という商品名が出たときに、何だそれというふうにまず思いました。そこで、いろいろなことを聞いていますと、ねかせたいもというのはでんぷん質が糖質に変わって、非常に甘くなり、美味しくなるというようなことも聞きまして、非常に驚いたのと、すごくネーミングセンスがよく、また購買意欲というのもそそるなというふうに思いました。

私もいろいろな津別町の特産品でネーミングを考えてみようと思ったんですけども、ネーミングセンスがないものですから、そんなにすぐにできるものではございませんでした。ここで高大連携ですとかそういったことを示されておりますので、ぜひ町内の学生ですとか小学生とかに働きかけて、何か津別町の特産品でこんな名前があれば本州の人たちにも気に入ってもらえるのではないかなというようにも考えていただけないかということをお願いしたいと思います。学生と、また一般の方々に公募で商品名を呼びかけられないかどうかをお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 面白いアイデアだなというふうに思います。

これ生産者の方とも名前を変えていいですかということもお伺いしながら進めなくちゃならないかなというふうにも思っています。ネーミングはやっぱりパッと見たときに、ふっと引きつけられるものがありますので、これは以外に大事なものだなというふうに思っています。例えばなんですけど、僕もふっと気を引いたのが、北海道の市町村共済組合で運営している、札幌に道庁の前にポールスターというホテルがありますけれども、そこの玄関の所で各町村の市を開いているんです。津別町は実はまだ1回も出していないんですけれども、そのときに、せたな町さんの市ということで書いていたのが「またせたな市」なんです。「せたな」を使って「またせたな」とひらが

なで書いてあって、これもとんちのきく職員がいるんだなというふうに思ったりしたところでは。これはやっぱり頭が柔らかくないとなかなか出てきませんので、今言われました、それをもうちょっと早く聞いていれば高大連携のこの間の発表会もありましたけれども、要請してもよかったなというふうにも思いますので、機会を見てそういうこともぜひ考えてもらえないかということで伝えてみたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 非常に商品名というのは、また津別にも「あっぱれ米」というのもございますけれども、やはりふるさと納税、今携わっている方、もともとはベテランの職員でございました。非常に事業者の方から私の耳に入ってくるころでは好評でございます。この職員に頼まれたから続けているんだというのも聞いたこともございます。これは非常にまちづくり会社にとって必要な要素だと思います。今、頑張っておられる職員の方々にも、新規開発といったところもございました。そういったところも、ぜひ足しげくいろいろな事業者に通って、顔をつないでいただいて、商品の供給に努めていただきたいと思います。

次に、移住促進事業についてですけれども、先ほどの佐藤議員がさまざまな素晴らしい提案をしていただきましたので、またこの後でも篠原議員も質問されることもありますので、私のほうでは少し見方を変えたところで提案させていただきたいと思います。

今、移住サポートデスクについております小塚さん、冒頭の町長のあいさつにもありましたように非常に稀有な才能、新美南吉童話賞最優秀賞というのを受賞されたということを伺いました。これも何日か前の道新で私、記事を見まして、すごい方が津別にいるもんだなというふうに思いました。この方は童話賞ということですので、ぜひ津別のお母さんたちの前で講話ですとか、またお母さんたちの会に顔を出して、顔をつなげていただきたいと思います。

やはり外から来ていただいた方というの、もちろん来ていただくための施策というの非常に重要であります。しかし町内には、やはり夫婦の中で子どもたちがどんどん大きくなってくるときに、新しい住居というのが手狭になってきたときに新しい住居というのを探すというの必要かと思われま。そのときに顔を売っておけば非

常にスムーズに回っていくと思います。不動産と申しますけれども、やはり住宅というのは、どんどん回すことによって価値が上がるとまでは言い切れませんが、価値を下げずに維持することができるというのは、やはり住んでいただいていたからこそかと思われます。先ほどからありますように、ホームページのほうも、昔は2軒だけだったやつが、今では80軒以上の空き家バンクに登録がございます。この登録をぜひ口コミのほうで生かせるように、津別町の中で顔を売っていただくように、ぜひサポートをしていただきたいと思いますので、この件について何かあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最初にありました、移住者の方もこれまでもたくさん来ておりますけれども、地域おこし協力隊ということでもたくさん来ておりますけど、やはりなかなか思ったとおりにいかなくて、転出されていく方もそれなりにたくさんいるわけですけれども、今回の小塚さんの場合は、本当に地域おこし協力隊の名にふさわしい、地域に何かをおこしてくれそうな、そういう才能を持っている方がいるということは大変いいことだなというふうに思っています。

また、相生にずっとご主人とともに住み続けるようでありますので、いろんな形で協力をしていただければなというふうに思うところです。

そういう中で、住宅が今、余っているのか余っていないのかっていうのもあるんですけど、これは印象なんですけど、何か微妙な状況かなという、例えば公営住宅、3階建ての公営住宅等々もありますけれども、決済で募集をかけ、そして募集をかけます。そして、こういう人たちが来ました、入りました。あるいは、誰も応募がありませんでしたということで、今回も応募なしということであったんですけども、そこそこまだあるのかなと、そして民間でも三つつくっていただいたことも結果としてはよかったかなというふうに思っています。

今、空き家バンクの中でも、かつての部分と比較すると、もう雲泥の差というか、そういう動き方をしておりますので、そこを1番もう馴染んできていますので、そこがやっぱり中心になって動いてもらって、そして足りない部分は行政として後押しをしていくという形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）〔登壇〕先ほどの佐藤議員の提案にもございましたように、移住定住相談会への参加もコロナ禍でこの2年間できておりませんでしたけれども、来年はぜひ参加していただいて、津別町をPRしていただければと思います。

次の3番目のまちづくり会社、飲食事業についてでございます。

やはり、このまちづくり会社が手がけるこの飲食事業というのが非常にネックになっているところでございます。ずっと多額のお金を使いながら休業をしているというのは、町民にとっても非常にマイナスで非常に気になるところでございます。

しかし、まちづくり会社も何もしていないわけではなく、町も何もしていないわけではなく地域おこし協力隊を募集したり、レストラン部分でも料理人を探したりとかはされているとは思いますが、なかなかそれが町民に見えないところがございます。一般の方、株主でしたら株主総会で報告を受けている方もおられますけれども、やはり一般の方ですと、今はただ単に休業をしているというふうな受け止めざるを得ない現状がございまして。

そこで、まずこの今こういうことをしているといった、現段階での広報を町としてもやっていただきたいということと、また今後どうしていきたいかということ、こんな挑戦をしてみたいんだというようなことが町づくり会社から提案があるかないかについて伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） まちづくり会社の現状の取り組みです。なかなか成果がない中、なかなか広報がしづらいというのは一つにあるかなと思います。

改めてまちづくり会社とも相談して、こういったことをどういうふうに町民に対してもPRしていくとか、お知らせすべきじゃないかというのはまちづくり会社とも相談しながら進めてまいりたいなというふうに思います。

あと会社からの今現在どんな取り組みというような中ですが、まずは、やはり人を確保しなければならないというのが第一なのかなと思います。それと同時に人を確保したところで、その後の営業というか運営、そこら辺の面も考えていかななくてはいけないということで、まちづくり会社でもいろんな方面とか、そういった方面

でちょっと考えているところはあるんですけども、まだちょっとここでは内部というか、まちづくり会社の内部での話なので、そういう動きは確かにしていることは確かなので、うまくいけば皆さんにご報告はできるかなと思いますけども、そういったことで何もしていないというわけではないということでご理解いただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 私も何もしていないとは思っていないんですけども、やはり町民の方からすると見えないというところに不満が感じるところかなと思います、この質問をさせていただいております。

どこまでまちづくり会社に提案していいものかどうかというのもあるんですけども、例えば、今、完全に閉まっているところを期間限定で貸し出すといったところも試みの一つとしてはあるのではないかと提案をさせていただきたいと思います。その時に発生するような賃貸の費用ですとか、光熱費というところは助成といったところの議論の余地があるのではないかと思います。やはり、幾らでも支援ということにはならないと思いますけれども、あの建物自体をずっと使わないというのは、やはりマイナスにしかありませんので、何かしらの形で、ぜひ早く再開していただければと思います。

また、今、人を集めているところというふうにお話をいただきました。これも最近のお話なんですけれども、12月に入ってからなんですけれども、岩富にお菓子屋さんがオープンしました。ご存知のことと思いますけれども、もともとパティシエの方で、お菓子づくりが非常に上手でございました。また、知り合いの方々にいろいろお菓子を配って、その腕前というのはかなりの方が知っておりました。私ももちろんいただいたことはありますけれども、子どもたちが非常に喜ぶ、家庭でつくったお菓子ではなく「プロの腕だね」というふうに言ったら、もとパティシエですと言われたのを覚えております。そのように、やはり地域の人たちに顔と腕を売って、それでオープンさせましたところ、すぐに売り切れになってしまい、なかなか買えない状態が続いているというのを耳にしております。このように、ぜひ人を育てるというのが非常に重要なところでございます。まちづくり会社も今コロナ禍でなかなかいろんな取り組み

というのはできないと思いますけれども、人を育てる町民とのふれあいを大事にして、オープンしたときには、たくさんの方々が来られるように人づくりに協力していただきたいと思います。

何かあればお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私もできるだけ早くオープンしてほしいなど、結構、開いていたときは楽しませていただきましたので、できれば1日でも早くというふうに思っているところでもありますけれども、できた当時から見ていると、何か不運がつきまとっているというのがちょっとあるかなと、せっかく津別高校を卒業して料理人で一生懸命働いて、そしてここで津別の人のために料理をつくろうということで、将来、中心になってもらおうという方が、残念ながら交通事故で亡くなったりとか、ようやく地域おこし協力隊もこの間見つかったところですが、九州からということでありましたけれども、家庭の事情で面倒を見なくちゃいけない方が出てきたようですので、残念ながらという状況になっています。ですから、ああ、ここまで来たなと思ったところで、またってということがちょっと繰り返されております。それになるかどうかは別にして、クマヤキでもいろいろ協力をしていただいた船橋のお菓子屋さんもちよっと興味を示しているということも聞いています。どんな形になるかわかりませんが、あるいは今、議員がおっしゃられました岩富の、確か北見のティンカーベルかどこかでパティシエとして働いていたと聞いておりますので、そういう方が何らかの形で関わることができるとかどうなのかというのは、これはやはり少し行政も応援しますけれども、まちづくり会社そのものが精力的に動いていただいて、そして1歩前へ進んでいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） 〔登壇〕 今、コロナ禍で人との触れ合いが制限されておりますけれども、今しっかりと準備を進めて、コロナが落ち着き、人の動きが出てきたときにはチャンスになろうかと思います。

最後になりますけれども、まちづくり会社の今後につきましては、ふるさと納税事業、移住促進事業、飲食事業、どれも共通するのは、やはり社員が町民に顔を売ることか

と思います。顔と名前が一致して、それぞれの事業に取り組んでいただき、新たに来られる方には津別に魅力を感じて、町民とともに楽しみながらまちづくりに携わっていただきたいと、そのサポートを町と我々町民も一緒になって進めていくのが、まちづくり会社のあるべき姿と思われまます。

以上でこの件に関しては終わらせていただきますけれども、最後に何かあればお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員も含めまして、町民の方にもやはりご心配をかけているところがたくさんあると思いますので、これから中心的にはまちづくり会社になりますけれども、この分野だけでいけば、ちょっとなかなか前へ進んでいない状況ですけれども、そのほかの部分については非常によく頑張ってください、有益な状況になっているというふうに思います。落ち込んでいる部分について、そこはやはり少しでも改善できるように、町としても意見交換をしながら、できることは支援してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） 次に、児童・生徒の視力についてであります。

現在G I G Aスクール構想により、1人1台の端末環境下での学びが始まり、子どもたちの学習意欲を高めるため、さまざまな取り組みがされております。

しかし、同時に目を酷使することにより、児童・生徒の視力の低下が懸念されます。

そこで、次のことについて伺います。

一つ目に、現在の児童・生徒の裸眼視力について、どのように把握されているか伺います。

二つ目に、児童・生徒の視力低下による弊害について、どのように考えているか伺います。

三つ目に、視力低下を抑えるために家庭における協力が不可欠であると考えているが、どのような対策がとれるか伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君）　〔登壇〕　それでは、児童生徒の視力についてお答えいたします。

はじめに、裸眼視力の把握についてですが、学校では毎学年定期的に児童・生徒の健康診断を実施しており、その検査項目の一つに視力検査があります。本年度の裸眼視力が 1.0 未満の児童・生徒の割合は、小学生が 49.7%、中学生が 73.9%となっており、年齢が高くなるにつれて視力の低下が見られます。

文部科学省がまとめている学校保健統計調査によりますと、令和 2 年度の全国の小学生の裸眼視力 1.0 未満の児童の割合は 37.5%、中学生の割合は 58.3%ですので、単純比較ではありますが、本町では視力の低い児童・生徒が多い傾向にあります。

なお、結果につきましては、学校から保護者へお知らせするとともに、視力 0.6 以下の児童・生徒には眼科への受診を進めております。

次に、視力低下の弊害についてですが、自分の経験上からも、視覚からの情報収集に不便をきたすことや、めがね、それからコンタクトレンズでの矯正に生涯にわたってコストがかかることがあげられます。

また幼少期にめがねを使用することは、日常生活に制限が生じますし、運動をするときには、めがねをしていることによるけがといった危険性が増加します。

学校生活では、授業中に教科書や黒板、ホワイトボードの文字が見にくくなることによって理解力や姿勢が悪くなる等の影響が生じます。

視力低下により日常生活に不便を感じるが増え、安全上の問題も生じやすくなりますので、できる限り視力の低下を防ぐことが必要であるとの認識でおります。

視力低下対策の考えについてですが、全国の児童・生徒の裸眼視力 1.0 未満の者の割合は、学校保健統計調査が開始された昭和 23 年以降、一貫して上昇し続けており、学校の I C T 化により一層悪くなることはないように対応することが重要との認識でおります。

本年 4 月に文部科学省が眼科医等の専門家や学校関係者による懇談会を開催し、最新の医学的知見に基づいた「I C T の活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」にまとめたものが通知されております。学校ではそれをもとに、利用時の目と画面の距離・定期的な休憩・明るさの調整等に留意しながら I C T の活用を

行っておりますが、今後も日常観察や学校検診などをとおして、児童・生徒の状況を確認するよう努めてまいります。

最後に、視力低下を抑えるために家庭における協力が不可欠とのご提言ですが、視力をはじめとした健康や体力といった家庭教育の根幹に関わることについて、ご家庭には協力ではなく協働をお願いしたいと強く思っております。

視力低下のメカニズム等の詳細は科学的に解明されていないことが多いものの、多くの専門家は遺伝と生活環境を指摘しています。生活環境については特に、近くで物を見る、暗い場所で物を見る、睡眠や運動時間・外遊びの減少などの習慣との関連性が影響しているそうです。

学校での取り組みと同様に、家庭でもテレビゲームやパソコン、スマホ等の使用について、長時間使用しない、45分使用すると休憩するといったルールを決め、屋外で遠くを見ることも有効なので、お子さんと一緒に外で遊ぶなど親子で視力低下の弊害や原因を話題とし、親子一緒に我が家の家庭生活環境について改めて考え、見直しをしていただきたいと思います。

なお、学校からは養護教諭が今後も引き続き視力検査や10月10日の目の愛護デー、長期休業前などに発行する保健だよりを工夫・充実させ、目の健康や視力について、家庭での過ごし方について児童・生徒や保護者にお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）〔登壇〕 今、お答えいただきました、津別町の小学生と中学生の視力1.0未満の児童の割合についてですけれども、令和元年度の小学生の平均は34.6%、中学生57.9%と少しずつ19年、20年で徐々に上がっているところでございました。そして、これからICTの活用で非常に子どもたちは画面を見るのが好きなもので、非常に集中して見るとどんどんこれから悪くなるというのが心配される中、津別町の割合が非常に高く驚いているところでございます。非常に由々しき事態であり早急な対策が必要だと感じているところでございます。

2点目の児童・生徒の視力低下による弊害について、教育長のお答えにもありまし

たけれども、やはり視力が低下することにより、目の疲れによる頭痛というのもございます。実際に私の娘もめがねをかける前に頭痛に悩まされている時期がございました。やはり黒板等々が見づらいということで、目に余計な力が入り、それが頭痛の要因になっているという眼科での指摘を受けました。

遺伝的要因、環境的要因とございますけれども、私自身も小学生のころは視力は低かったです。これも私の妻も低くて、小学生の間はずっとめがねをかけていたということで遺伝的要因も多少はあるのかなと思うところでございますけれども、やはり目の疲れを抑える、遠くを見るといったところ、成長とともに私の視力は回復してまいりました。

しかしながら、やはり小学生のうちに視力が弱くなりますと、目を通して脳に届く刺激が弱くなり、反応も鈍くなり、学習意欲の低下、ひいては学習能力、運動能力の低下につながる可能性が高くなると危惧しております。

現在、学校での視力検査を年に2回実施されていると伺っております。これもやはり長期、子どもたちの視力というのは急激に低下することもよくあると伺っております。各種、長中期の休みの間に個人的に眼科に通って視力検査をしていただき、子どもたちの視力低下に対する予防線を張っていただくように告知をしていただきたいと思います。

またさらに、これもICTの活用するときにもお話しさせていただいておりますけれども、屋外で日光を浴びるということも非常に大切であります。一説では週に11時間以上、1,000ルクスの光を浴びることで視力低下の予防ができるといわれております。やはり夏でも昔より外遊びが少なくなっております。これから冬はさらに少なくなると懸念されておりますので、このあたりの保護者への考えについて伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ICTの活用が増えることでの視力低下のご心配と、それから外で活動する時間の必要性という部分のご質問だというふうに思いますので、お答えをしたいと思います。

議員にさらに心配をおかけするようなデータですけれども、実は平成元年8月に文

部科学省で携帯電話の所有についての調査も行っております。その結果、全国ですけれども、小学校の55.5%が所有、それから中学生の66.7%が所有という結果が出ています。これは所有であって、自分専用かどうかというのはわかりませんが、それだけ携帯電話が普及してきているという状況にあります。

すなわち、児童・生徒の日常生活において、携帯電話、スマホですとか、こういったICT機器がどんどんと広がっていくという、普及していくということが想定されますし、今回の議員のご質問のきっかけのように、学校の授業にパソコンですとかタブレット端末が配置されて、ICTについて、ごく当然のごとく活用する現代の生活ですから、こういった人工の光のもと、子どもたちも近くて細かいものを凝視する時間がどんどん増えていくということが想定されます。

また、家庭での子どもの過ごし方については、おそらく父親である議員も感じていらっしゃると思いますけれども、自分の子どものころから比べると、液晶画面を見ている時間というのが数十倍あるんじゃないかというふうに想像されます。

この結果、子どもの視力低下の一層の加速ですとか低年齢化が心配される状況を認識しております。

先ほども述べました健康や体力といった教育の根幹に関わることにつきまして、特にICT機器の健康面に配慮した使い方については、学校だけではなく、家庭との協働となるよう情報の共有に努めたいというふうに思いますし、それぞれ責任を持って指導にあたる必要があるというふうに考えております。

屋外での遊びと視力低下の関連性を指摘する説を言うお医者さんがたくさんいらっしゃるということも承知しております。目の健康に関してだけでなく、これまでも子どもの体力づくりの部分からも外遊びですとか、屋外での運動が必要であるということとはさまざま議論されておりますし、当然、必要であるというふうに認識しております。ただ、学校の休み時間の様子等を教育長室からのぞいてみますと、休み時間ごとに外に出て遊具で遊んでいる子どもたちの姿をたくさん見かけます。また、車で通りかかりますと、こども園ではたくさん子どもたちが屋外の築山で遊んでいたりとところを見かけるところです。そういった屋外での活動というのは日頃の積み重ねが大事だろうなというふうに思いますし、保護者のご理解も得ていかなければならない

というふうに思っています。

また町では、アソビバ！といった体験活動を進めております。その中では、保護者も一緒に体験できる、参加できる活動もたくさん含んでおります。お陰さまで参加してくださる家族が増えてきておりますので、そういったことから屋外での活動時間を十分に保障することにつなげていければなというふうに思います。

学校の校長とはよく話をするのですけれども、徒歩通学がやはり大事なんだろうなというふうに今議員の話を聞いていて感じました。外で遊ぶ運動するだけではなく、光を浴びることが大事だという説だと思うのですけれども、となれば、昔の子どもはみんな徒歩で学校に通いましたし、徒歩で帰りましたよね、それは明るい時間に太陽の光を浴びて行動していたわけなんですけど、今、その時間が子どもたちは非常に失われているんじゃないかなというふうに思います。改めてそういった徒歩通学、できることで子どもたちの健康を増進していこうということが考えていかなければならないことだなというふうに再認識いたしました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 学びの充実というところでICTの活用というのは、これからの学校で必要不可欠であるところですので、これはやはり減らすことができずに、いかに上手に使用していくかということになるろうかと思えます。

実は、私、先月久しぶりに視力検査をいたしました。免許証の更新のために視力検査を行いました。5年前に測りましたときに実はあまりよく見えませんで、試験官の方に次のときには本気でめがねをかけることを考えておいてくださいねと言われ、確かにぼやっと見え、上かなとか言いながら答えていたんですけども、それから5年たちまして、先月受けに行ったときは、戦々恐々しながらこれでめがねをかけてくださいと言われたら大変だなと思いつつ受けたのですけれども非常によく見えまして、指された所より小さい所までよく見えました。何でだろうかと、ここに来て視力がなぜ回復したんだろうなと思いましたが、私、この5年間で確かにデスクワークも増えたのですけれども、それ以上に朝走ったりとか、また野球少年団のコーチもしておりますので、真っ黒になるまで外にいました。そういったところが多少なりとも影

響をしているのか、40歳になっても視力が回復したというところは非常にありがたいところでございます。

子どもたち、大人の方もそうなんですけど、今マスクをします。その上でめがねをかけると非常に曇ったりしてわずらわしいというのも非常にかわいそうなところでございます。やはり子どもたちの視力というのは、大人たちが守ってあげなければいけないところだと思います。

先ほども冬はさらに外遊びの時間が短くなる、また日の出ている時間自体が短くなるのでいたし方ないんですけれども、やはりそこは町もぜひ指導していただいて、スキー、スケート、スノーボードといったところを積極的に町からのイベントとして呼びかけていただきたいと思います。

今年の1月にスケート教室を予定しておりましたが、残念ながらスケートリンクが暖かく、雪が少なくてできなかったためスケート教室自体がなくなってしまいました。本年度も1月12日、13日、14日にスケート教室が予定されておりますけれども、できるかどうか非常に先行きが今年の暖冬ですと不安なところがございます。ですけれども、できれば、もしスケートリンクができるのであれば中止ではなく延期にして、子どもたちを少しでも外に引っ張り出すようにご協力いただきたいと思います。

何か担当で考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（石川波江さん） スケート教室を中止することなく変更ですけれども、昨年も、例えば児童館を利用している子どもたちが放課後にできるシステムもいろいろ検討したりしましたし、やはり限られた冬休みの期間ですから、冬休みが終わると週末ですとか放課後ですけど、なかなか少年団活動で習いごとが忙しいというような経過から、なかなかその季節を超えると現状いろんな検討をした結果厳しかったというのがあります。

今年度、令和3年度の来年の1月のスケート教室についても、リンクができなかったらどうしようという話は、今、もう既に担当としておりますので、いろんな子どもたちが外でできる活動は、スキー、スケート、そういうことも想定しながら中止するこ

となく、できることはやっていきたいというふうに担当では考えていますので、雪が降るのを待つばかりということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）〔登壇〕非常に子どもたちは楽しみにしているところでありますので、ぜひ開催できるようにお願いいたしたいと思います。

最後に、視力低下を抑えるために家庭における協力についてでありますけれども、やはり家庭での対策が1番重要かと思えます。帰ってきてからの時間が長いわけでありまして、そこで幾ら学校で気をつけても、帰ってきてからずっとテレビ、ゲーム、タブレットなどをずっとしていては何の効果もございません。やはり家庭で今言った三つ、テレビ、ゲーム、タブレットなどの使用時間と休憩時間のルールづくり、先ほど教育長から45分というのもございましたけれども、ぜひそこは保護者と一緒に、ある程度の指標は出していただければと思うんですけれども、保護者と子どもたちが話し合ってルールをつくり、1日の上限時間ですとか、何時以降は使用しないと各家庭で話し合い、ルールを設け、子どもたちの目の健康に留意されるように伝えていただきたいと思えます。

最後になります。あわせて目の健康が子どもたちの健やかな成長、学習能力、身体能力にもつながっていると、ぜひ各ご家庭に啓蒙していただきたいと思えます。

最後に何かあればお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） G I G Aスクール構想というネーミングが非常にインパクトが強く、保護者をはじめ地域社会の皆さん、それから学校の教員の中でもそうですけれども、教員のICT活用、指導力の向上ですとか、個別学習で使うだとか、共同学習で使うだとか、そういった事業での活用にどうしても関心がいきがちだなというふうに感じています。確かにICT機器の活用ですとか情報モラル教育といったことは重要なことなんですけれども、今回、議員から質問いただいた児童・生徒の視力を含めた健康ということは非常に大事な課題だというふうに認識しています。児童・生徒の視力低下というのは、先ほども申しましたように昭和23年の調査からずっと課題となっている大きな問題であります。生活環境ですとか生活習慣の改善に関する情

報提供を行ってまいりますし、それから学校、家庭でのICTの活用の際には十分な配慮を行っていききたいというふうに考えております。

子どもたちの視力が、学校のICT化をきっかけに一層悪くならないような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、保護者の学びの場としてPTA活動に私は期待したいというふうに考えております。コロナ禍でPTA活動も自粛ですとか、縮小せざるを得ない状況であることは把握しております。

ただ、PTA活動は、子どもの健やかな成長を図ることを目的にして、保護者と先生方が対等な立場で学びあう、そういった意義があります。

そのPTA活動の中で視力を含めた子どもたちの健康や体力といった家庭教育に関する部分について、仲間内といたら変ですが、世代の近い若い世代の皆さんが話題にして、それぞれ少しずつ改善していく、そんな研修を進めていただければなというふうに考えております。

今後とも学校と教育委員会とPTAと、知恵を出しあって、子どもたちの健康を守っていききたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） これで3番、小林君の一般質問を終わります。

本日、予定している一般質問予定者については、明日への日程といたします。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会いたします。

明日は午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時 33分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員